

管 内 概 況

令和 6 年版



国土交通省
九州運輸局 福岡運輸支局

目 次

I 福岡県の概況

1 地勢	1
2 福岡県の人口・行政区域	1
3 福岡県の交通インフラ	1
4 福岡県における主要交通網の概況	2

II 管内の業務別概況

1 企画調整・総務企画関係業務	
・福岡県における地域公共交通確保維持事業の取組	3
・福岡県における倉庫の概況	4
・旅客輸送の概況	5
2 輸送関係業務	
・乗合バスの概況	6
・貸切バスの概況	7
・レンタカーの概況	7
・タクシー輸送の概況	8
・トラック輸送における取引環境・労働時間改善福岡県地方協議会	11
・貨物事業の概況	11
3 監査関係業務	
・自動車運送事業の監査の概況	13
4 登録関係業務	
・自動車登録の概況	16
5 整備・保安・検査関係業務	
・自動車検査制度及び点検整備制度の概況	24
・自動車整備事業の概況	25
・自動車の事故・公害関係の概況	26
・街頭検査の実施状況	27
6 海事関係業務	
・運航関係事業の概況	28
・船舶関連事業の概況	32
・船舶登録の概況	33
・モーターボート競走の概況	34
・船舶検査業務の概況	35
・船員関係業務の概況	35
・船員労働安全衛生関係業務の概況	36
・船員派遣事業の概況	36
・船員職業安定関係業務の概況	37
・海技資格及び水先関係業務の概況	37
・運航労務監理官関係業務の概況	38
・外国船舶監督業務の概況	39
7 独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部関係業務	
・独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部の仕事	40

III 運輸支局等の概況

1 沿革	
・福岡運輸支局等の沿革	43
・福岡運輸支局(門司港庁舎)の沿革	44
・若松海事事務所の沿革	45
2 主な所掌事務	
・福岡運輸支局等の主な業務内容	46
3 管轄区域	
	47

福岡県の概況

1. 地勢

福岡県の北部には玄界灘、響灘、周防灘が、南西部には有明海が広がり、三郡山地、筑肥山地、耳納山地などの山地や、筑後川、遠賀川、矢部川などの川があり、川沿いには平野が広がり自然に恵まれています。

九州の北に位置する本県は、九州と本州を結ぶ交通の要衝を占めています。

中国、韓国など近隣諸国的主要都市から 1,000km 以内の位置にあり、福岡－東京間の距離は、福岡－上海間の距離とほぼ同距離です。

福岡県の総面積は、約 49 万9千 ha で、全国の 1.3%、九州・沖縄の 11.2%を占めています(令和6年度)。

2. 福岡県の人口・行政区域

福岡市、北九州市の2つの政令指定都市を持つ福岡県の人口は、令和6年12月1日現在509万8,452人です。また、福岡県には29市、29町、2村があり、これら60市町村(令和6年4月1日現在)は地理的、歴史的、経済的、社会的特性などから、「北九州」「福岡」「筑後」「筑豊」の4地域に分けられています。

3. 福岡県の交通インフラ

(1)道 路

主要国道として、北九州から福岡を経由して県の西側を南北に縦断する国道3号線の外、県の東側に国道10号線があり、国道200号、201号、209号、210号などが縦横に整備されています。なお、国道201号八木山バイパスの篠栗IC～筑穂IC間の4車線化に向けた整備が進められており、令和7年3月30日の供用開始が予定されています(令和6年12月23日現在)。

高速自動車道は、国道3号線にほぼ並行するように北九州～福岡～久留米を経由して南北に縦断する九州自動車道、鳥栖から大分方面に県南部を東西に大分自動車道、県西部には西九州自動車道、県東部には東九州自動車道が開通しています。

都市高速道路は、福岡市と北九州市に整備されています。福岡市においては、市西部から南部を経由する外環状線(福岡高速5号線)が平成24年7月に全線開通し、アイランドシティ線(福岡高速6号線)が令和3年3月に開通するなど、放射環状型の自動車専用道路ネットワークが整備されています。北九州市においては、九州縦貫自動車道等との接続により福岡方面・大分方面・山口方面とのアクセス向上に寄与しており、戸畠枝光線(北九州高速5号線)の延伸に向けた整備が令和5年度から進められ、牧山～枝光間が令和7年3月1日に部分開通しています。

令和3年6月に令和3年度を計画初年度として(1)広域道路ネットワーク計画、(2)交通・防災拠点計画、(3)ICT交通マネジメント計画からなる「福岡県新広域道路交通計画」が策定されています。

(2)鉄・軌道

新幹線は、山陽新幹線が北九州から福岡まで整備されているほか、九州新幹線鹿児島ルートが平成23年3月に全線開業し、西九州ルート(長崎～武雄温泉)が令和4年9月に開業しました。

JR線は、国道3号線沿いに鹿児島本線、国道10号線沿いに日豊本線があり、そのほか、筑豊本線、久大本線、筑肥線、日田彦山線、篠栗線が整備されています。平成29年7月九州北部豪雨により被災した日田彦山線の添田駅～夜明～日田駅間については、BRT(バス高速輸送システム)(愛称:BRTひこぼしライン)により令和5年8月28日に開業しました。

民鉄線として、西日本鉄道が太宰府線、甘木線の支線を含めた福岡から大牟田までの天神大牟田線、福岡から新宮町までの貝塚線、筑豊電気鉄道が北九州(黒崎)から直方まで、第三セクターとして、甘木鉄道が甘木から佐賀県基山まで、平成筑豊鉄道が行橋から直方まで整備されています。

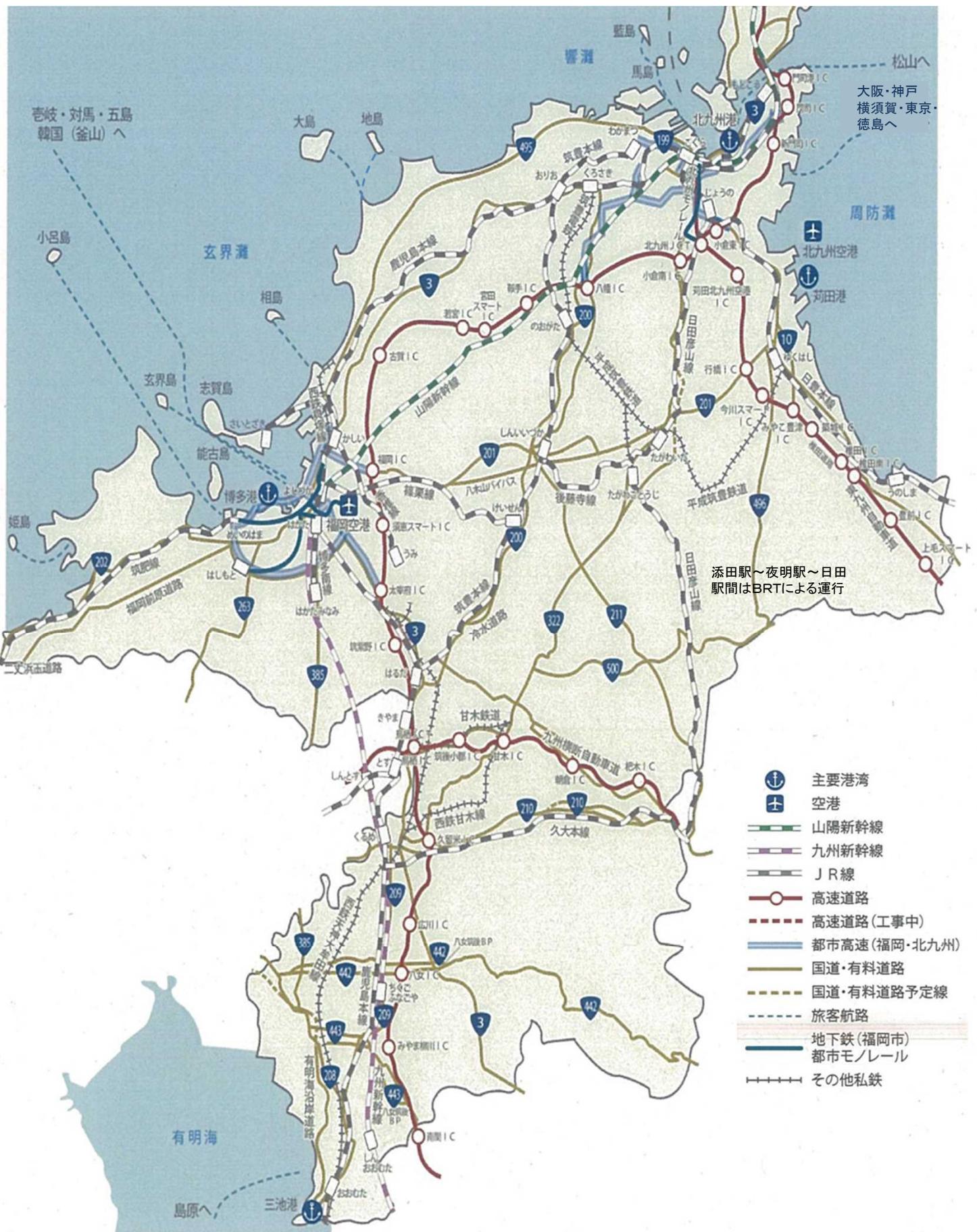
また、都市鉄道・軌道として、福岡市内には地下鉄線が3路線、北九州市内にはモノレール1路線が整備されており、地下鉄七隈線は天神南駅から博多駅まで令和5年3月27日に延伸開業しました。

(3)港湾・空港

港湾は、国際拠点港湾の北九州港と博多港、重要港湾の苅田港と三池港があり、北九州港には太刀浦、ひびきコンテナターミナル、博多港にはアイランドシティ、香椎パークポートのコンテナターミナルが整備拡張されています。

空港は、福岡空港と北九州空港があり、福岡空港は国内線側の平行誘導路二重化事業が令和2年1月に完了し、その後、滑走路増設事業が実施され、令和7年3月20日から供用が開始されました。北九州空港は24時間対応型の海上空港として整備され、令和9年度に滑走路延伸が予定されています。

福岡県における主要交通網の概況



福岡県における地域公共交通確保維持事業の取組

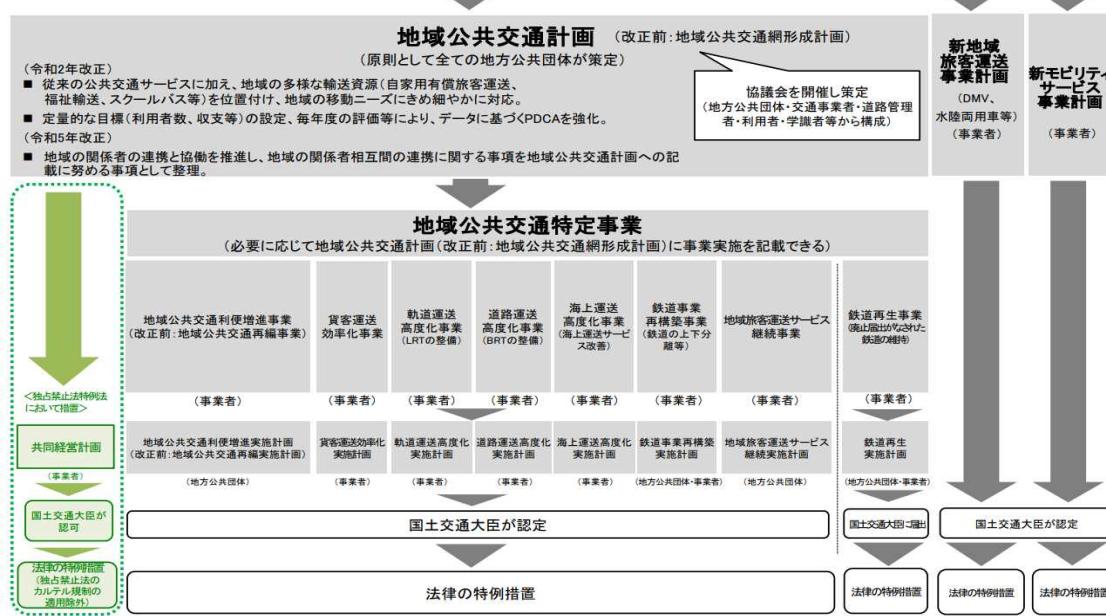
企画調整担当

1. 地域公共交通の活性化及再生に関する取組

現在、多くの地域で人口減少や自家用車の普及等による輸送需要の減少、地域公共交通を担う運転者不足の深刻化等による供給不足により、これまでのように公共交通事業者の自助努力でのみに委ねていては、地域の公共交通を維持・確保していくことは困難となっている。このような状況を踏まえ、令和2年の地域交通法の改正により全ての地方公共団体において地域公共交通計画の作成が努力義務化され、令和5年の改正では官民間、交通事業者間、交通・他分野間ににおける地域の多様な関係者との「共創」を通じ「地域の関係者相互間の連携に関する事項」が地域公共交通計画への記載事項となった。また、令和6年4月には「地域公共交通計画の実質化に向けた検討会 中間とりまとめ」、同年5月には「地域の公共交通リ・デザイン実現会議 とりまとめ」が公表され、多様な関係者の連携・協働をどのように作り出し、進化(深化)させていくかの検討が進んでいる。

【地域交通法に基づく計画制度の体系】

基本方針（国土交通大臣・総務大臣が策定）



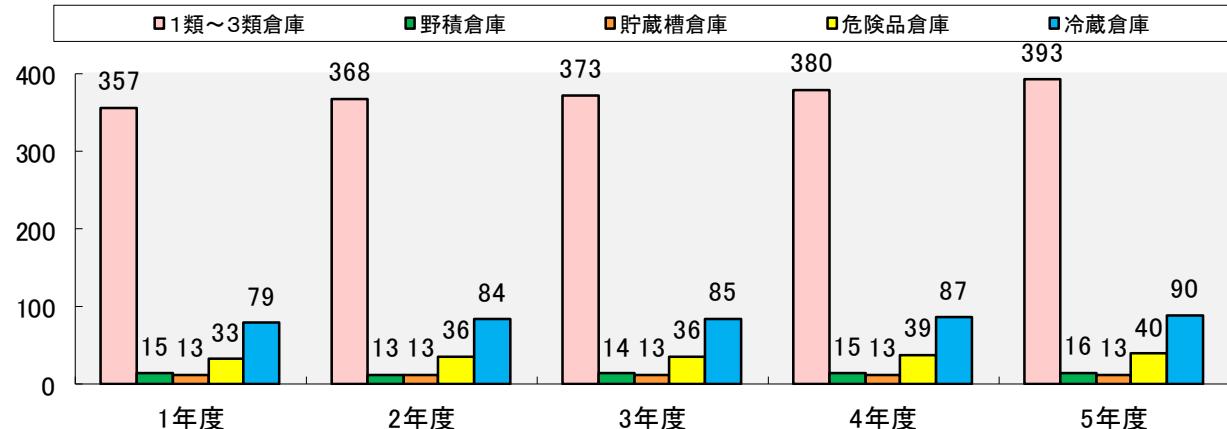
2. 地域公共交通計画の作成状況一覧

- 令和7年1月末時点で、全国1,124件の地域公共交通計画が作成。
令和6年7月末時点では、532自治体が地域公共交通計画及び立地適正化計画を両方作成。(※立地適正化計画作成市数: 585)
 - 令和7年1月末時点で、128件の特定事業実施計画について国土交通大臣が認定。

- ・赤字は立地適正化計画作成済みの自治体
- ・灰色は計画期間が満了している自治体

県内の令和5年度末の事業者数は、普通倉庫462社、冷蔵倉庫90社で、それぞれ前年度比約103%、約103%となってい。庫腹量は、1～3類倉庫3,498千m³、野積倉庫234千m³、貯蔵槽倉庫626千m³、危険品倉庫215千m³、冷蔵倉庫3,010千m³であり、九州管内における県内庫腹量のシェアは1～3類倉庫は約6割、冷蔵倉庫は約5割となっている。

1. 福岡県事業者数



	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	前年度比
1類～3類倉庫	357	368	373	380	393	103.4%
野積倉庫	15	13	14	15	16	106.7%
貯蔵槽倉庫	13	13	13	13	13	100.0%
危険品倉庫	33	36	36	39	40	102.6%
冷蔵倉庫	79	84	85	87	90	103.4%

2. 倉庫事業庫腹量

(単位: 千m³)

	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度(A)	(A/B)	九州管内(B)
1類～3類倉庫	3,104	3,236	3,287	3,492	3,498	60.6%	5,773
野積倉庫	276	227	231	232	234	31.8%	737
貯蔵槽倉庫	627	626	626	626	626	30.7%	2,040
危険品倉庫	128	128	128	132	215	47.9%	449

(単位: 千m³)

	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度(A)	(A/B)	九州管内(B)
冷蔵倉庫	2,642	2,817	2,911	2,891	3,010	50.1%	6,007

3. 保管実績

(1) 普通倉庫(品目別年間入庫高)

(単位: 千トン)

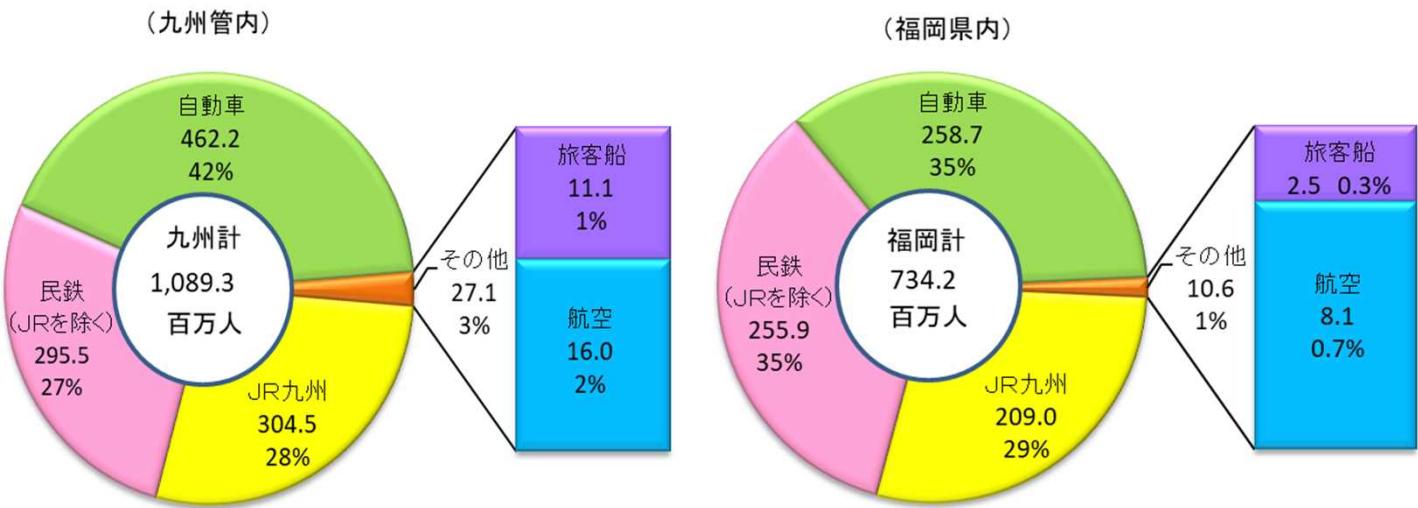
	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度(A)	(A/B)	九州管内(B)
農水産品	1,836	1,703	1,602	1,513	1,485	24.6%	6,043
金属	844	711	1,045	944	1,093	13.7%	7,987
金属製品機械	1,486	1,576	1,294	1,427	1,427	73.9%	1,930
窯業品	77	70	75	64	57	70.4%	81
化学工業品	2,060	1,443	1,295	1,234	1,705	47.6%	3,581
紙・パルプ	606	555	563	581	500	46.0%	1,086
繊維工業品	52	58	46	34	56	86.2%	65
食料工業品	2,629	2,814	2,505	2,624	2,665	52.8%	5,046
雑工業品	986	1,392	1,203	1,290	1,403	76.7%	1,829
雑品	4,560	4,980	4,461	4,443	4,788	45.7%	10,469

(2) 冷蔵倉庫(品目別年間入庫高)

(単位: 千トン)

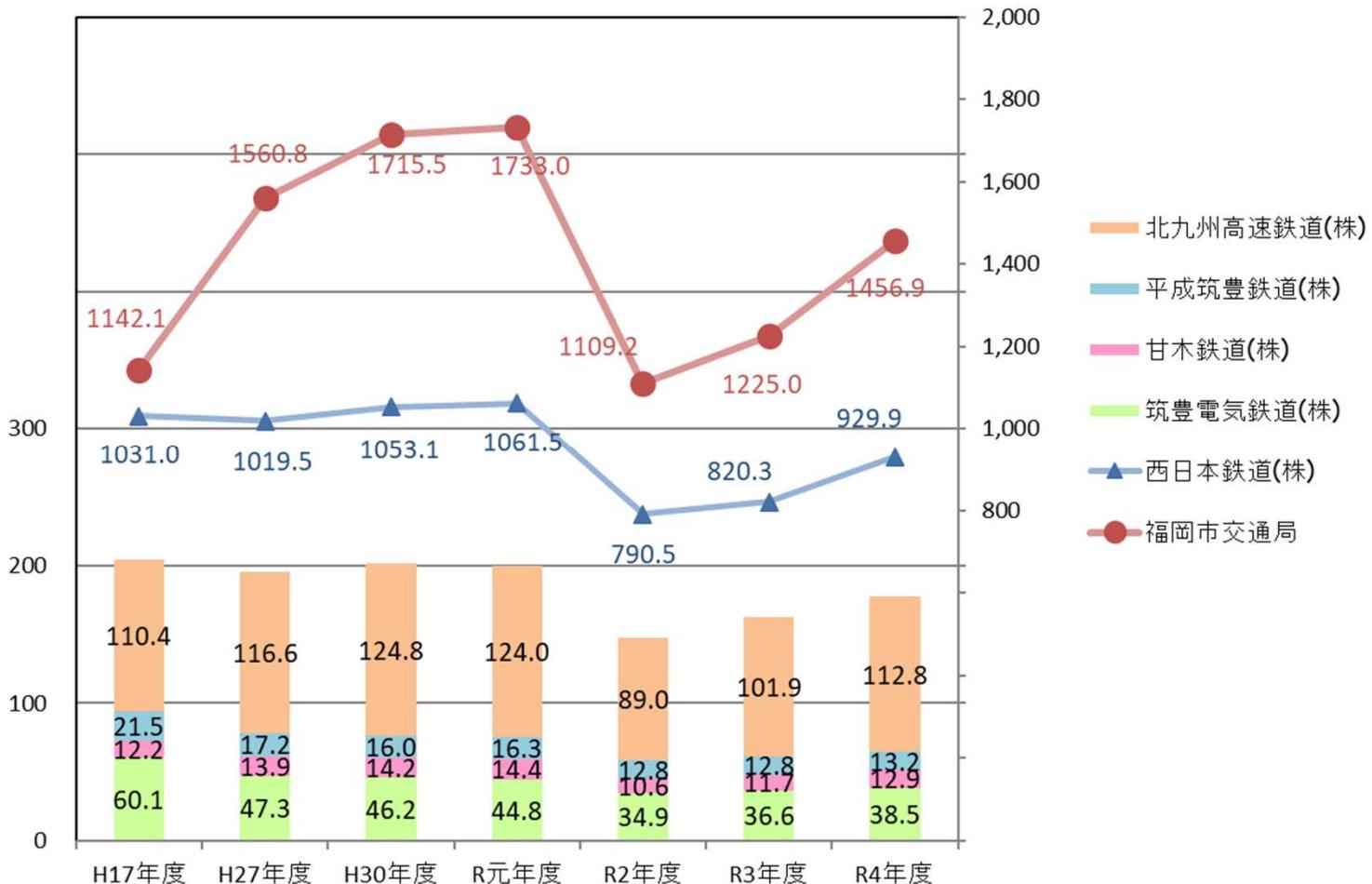
	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度(A)	(A/B)	九州管内(B)
生鮮水産品	17	16	19	19	17	77.3%	22
冷凍水産品	168	166	260	160	162	32.4%	500
塩干水産品	47	42	45	41	39	47.6%	82
水産加工品	40	48	48	44	42	59.2%	71
畜産品	152	135	136	136	165	37.1%	445
畜産加工品	119	111	114	119	155	47.1%	329
農産品	68	58	62	63	67	33.0%	203
農産加工品	134	92	119	123	100	58.5%	171
冷凍食品	512	587	607	649	652	71.9%	907
その他	92	73	80	78	99	58.2%	170

1. 輸送機関別旅客流動人員比率



資料:国土交通省旅客地域流動調査(令和4年度)

2. 鉄道・軌道の輸送人員の推移（福岡県関係）



(注)甘木鉄道は、佐賀県分も含む
資料:「九州運輸要覧」鉄道・軌道・輸送人員の推移

県内に本社を置く乗合バス事業者(主に、コミュニティバスのみの運行をする乗合バス事業者は除く)は13社で、車両数2,498両を保有し、令和5年度には215,779千人を輸送している。

福岡県における乗合バスの輸送人員は、昭和39年の564,739千人をピークに、モータリゼーションの進展等により減少傾向にあったが、令和2年度以降は新型コロナウィルス感染症の影響により大きく減少し、その後コロナ前までの水準まで戻っていない。

近年においては、運転手不足の問題も顕著であり、運転手不足を要因とした減便やバス路線の廃止が進んでいる。地域公共交通確保のため、地方公共団体は、コミュニティバスや乗合タクシー等の導入を進めており、最近では「のるーと」などのAIオンデマンドバスの導入も行われている。

1. 乗合バス輸送数量等の推移

(令和6年3月末現在 (令和5年度))

年度別	車両数	路線キロ	輸送人員	実車キロ	営業収入
	(両)	(km)	(千人)	(千キロ)	(千円)
H17年度	3,264	9,278	292,704	184,846	58,328,670
H22年度	2,981	9,125	273,519	166,103	53,512,998
H27年度	2,978	15,350	273,971	159,184	54,525,247
H28年度	2,947	15,768	273,206	154,986	54,519,247
H29年度	2,920	16,054	275,056	151,328	55,943,815
H30年度	2,859	16,133	272,541	149,152	57,535,603
R1年度	2,823	14,371	269,139	142,250	53,387,025
R2年度	2,657	14,969	203,714	121,836	35,754,917
R3年度	2,586	14,246	201,101	113,600	38,201,763
R4年度	2,549	14,196	211,247	115,593	100,706,928
R5年度	2,498	10,619	215,779	112,903	105,201,609

2. 県内事業者の概況

(令和6年3月末現在 (令和5年度))

事業者名	所在地	車両数	路線キロ	輸送人員	実車キロ
		(両)	(km)	(千人)	(千キロ)
北九州市	北九州市	88	194	3,900	2,347
西日本鉄道(株)	福岡市	1,491	4,736	150,756	69,582
堀川バス(株)	八女市	34	173	545	1,154
JR九州バス(株)	福岡市	67	1,477	1,368	3,969
九州急行バス(株)	福岡市	44	173	763	4,610
(株)甘木観光バス	朝倉市	11	43	160	351
西鉄バス久留米(株)	久留米市	111	400	7,410	5,213
西鉄バス大牟田(株)	大牟田市	28	283	1,323	1,105
西鉄バス筑豊(株)	飯塚市	59	246	2,097	2,681
西鉄バス宗像(株)	宗像市	27	227	1,459	1,196
西鉄バス二日市(株)	筑紫野市	62	221	3,494	2,180
西鉄バス北九州(株)	北九州市	466	601	42,457	17,091
(株)ロイヤルバス	福岡市	10	1,846	47	1,424

県外事業者の概況

- 昭和自動車(株)
(本社 佐賀県唐津市)
配置車両数 (県内)
(乗合) 73両
(貸切) 26両

- 西鉄バス佐賀(株)
(本社 佐賀県佐賀市)
県内に営業所はなく、佐賀市を拠点として久留米市、小郡市を運行

志摩営業所を中心に福岡市西部、糸島市一円
の路線と唐津～博多間の運行

貸切バスの概況

輸送担当

管内の貸切バス事業者は、108者(令和5年度末現在)であり、保有車両数は昭和55年の642両から年々増加傾向であったが、令和元年度からは新型コロナウイルスの影響等により大幅に減少したものの、令和5年度はインバウンド需要の増加を背景に1,679両へと増加している。

なお、貸切バス事業では、平成12年2月に需給調整規制の廃止と免許制から許可制への移行が盛り込まれた改正道路運送法により規制緩和が行われ、訪日観光客によるインバウンド需要も相まって、供給量は大幅に増加した。そのような中、平成24年4月の関越自動車道ツアーバス事故や平成28年1月の軽井沢スキーバス事故の発生を受け、高速ツアーバスの廃止、安全コストを収受するための新たな運賃制度や許可更新制の導入、貸切バス適正化センターの立ち上げ等、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための施策を実施しているところである。

貸切バス車両数の推移

	S55年度	H02年度	H12年度	H17年度	H22年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
事業者数	13	36	57	114	129	127	134	128	125	128	123	119	119	108
車両数	642	850	1,144	1,430	1,559	1,865	2,068	2,169	2,170	1,972	1,720	1,551	1,617	1,679

※事業者数は、県内に営業所を有する事業者で県外本社の事業者を除いている。
事業者数には休止事業者及び限定(会葬者)は含まない。

レンタカーの概況

輸送担当

レンタカーは、不特定多数の人々に様々な使われ方をしており、いわば公共交通機関を補完する「第三の輸送機関」として社会生活に定着し、自家用自動車の代替輸送手段として「必要なとき必要なだけ利用できる利便性」から需要がさらに伸びるものと予想される。

近年では、都市圏におけるマイカーを所有していない人々の生活用として、IT等を活用したレンタカー型カーシェアリングの導入が進んでいる。

さらに、訪日外国人旅行者の利用件数も大幅に増えており、高速道路利用にかかる割引商品の利用者増に向けた取組や、日本の交通ルールやガソリンスタンドの使用方法等の案内を記載したドライブマニュアルの作成といった事故防止に向けた取組も行われている。

レンタカー事業者数の推移

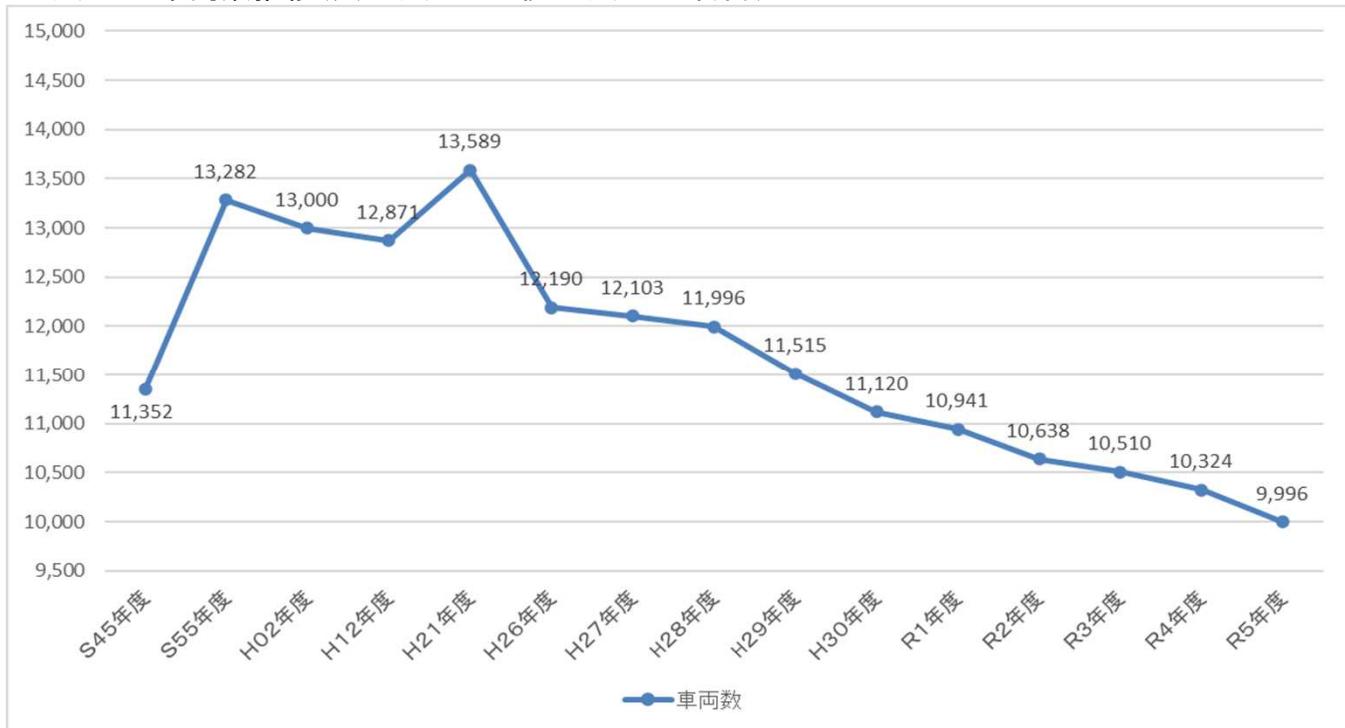
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
事業者数	732	797	858	949	1,048	1,159	1,250	1,395	1,577

県内におけるタクシー事業は、法人タクシー事業者数241者(昨年度比6者減)、個人タクシー事業者数1,606者(昨年度比67者減)、福祉専業事業者数230者(昨年度比24者減)となっている。一般タクシー車両数は、法人タクシー事業者が8,390両(昨年度比261両減)、個人タクシー1,606両(昨年度比67両減)の合計9,996両(昨年度比328両減)となっており、ピークであった平成21年度から令和5年度までの間に法人タクシー車両数は2,664両減少し、個人タクシーは929両減少している。県内福祉車両数については、法人タクシー事業者の持つ118両に加え福祉専業事業者355両で計473両となっている。

タクシー事業では、長期的な需要減少により収益基盤の悪化や労働条件の悪化等の諸問題が顕著となつたことから、平成21年10月1日に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行(平成25年11月27日改正)され、平成26年4月1日に「福岡交通圏」・「北九州交通圏」・「久留米市」が特定地域に、「筑豊交通圏」・「大牟田市」が準特定地域に指定され、各地域でタクシー事業に関する諸問題解決のための地域計画を策定し、ユニバーサルデザインタクシー車両の導入やキャッシュレス化など、様々な適正化・活性化の取組が行われている。

なお、「大牟田市」は平成30年10月1日に準特定地域の指定が解除されたが、令和2年10月1日に再び準特定地域に指定され、令和6年10月1日に再度準特定地域の指定が解除された。また、「久留米市」は令和2年4月1日に、「北九州交通圏」は令和3年8月1日に、「福岡交通圏」は令和3年11月1日に、それぞれ特定地域から準特定地域に指定が変更されている。

1. タクシー車両数推移(法人タクシー・個人タクシー合計)



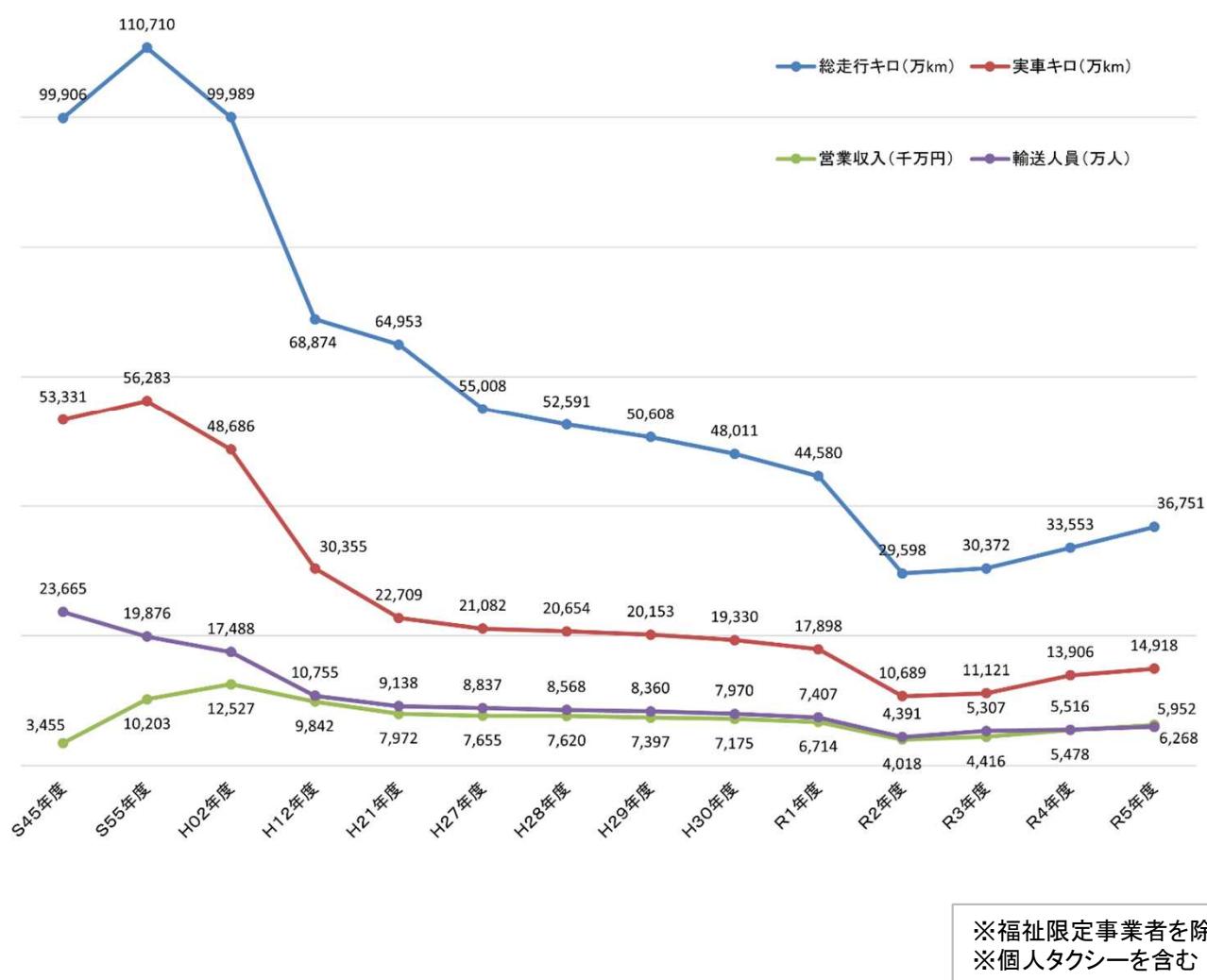
※福祉車両を除く。

2. タクシー事業者数推移

年度別	S45年度	S55年度	H02年度	H12年度	H21年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
個人タクシー事業者数	1,354	2,896	2,857	2,753	2,535	2,200	2,145	2,071	2,019	1,976	1,912	1,843	1,783	1,673	1,606
法人タクシー事業者数	334	343	344	309	305	293	291	287	287	275	269	256	251	247	241

※事業者数には休止事業者数も含んでいる。

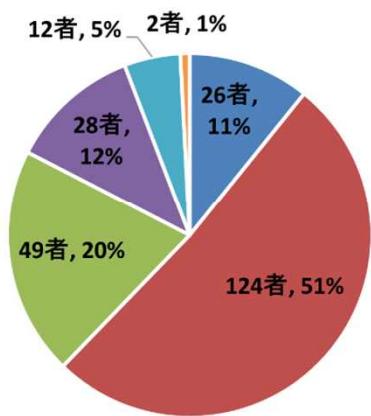
3. タクシー輸送実績の推移



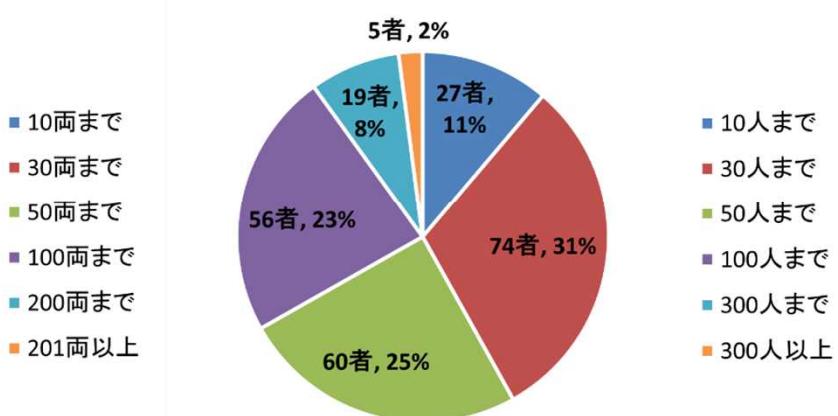
4. 規模別タクシー事業者数（法人241者）

令和6年3月31日現在

保有車両数別事業者数



従業員数別事業者数



5. 福岡県営業区域別タクシー事業者・車両数

令和6年3月31日現在

営業区域別	当該地域に 営業所を置く 法人タクシー 事業者数※1	法人タクシー 車両数 (福祉車両を除く)	福祉輸送事業 限定専業者数	法人タクシー 事業者の 福祉車両数
		個人タクシー 車両数		福祉輸送事業 限定事業者の 福祉車両数
福岡交通圏	95	4,419 1,323	77	44 118
北九州交通圏	57	2,164 219	43	58 86
久留米市	24	455 55	17	6 24
大牟田市	7	111 9	18	0 20
宗像交通圏	7	187 -	4	2 4
筑豊交通圏	13	288 -	10	2 14
うきは市	3	33 -	0	1 0
小郡市	3	40 -	2	0 3
筑後市	3	29 -	4	0 5
柳川市	4	66 -	5	0 8
大川市	2	23 -	0	0 0
八女市	5	47 -	6	2 6
朝倉郡筑前町・東峰村	4	20 -	2	0 2
嘉麻市	3	29 -	0	1 0
嘉穂郡桂川町	2	22 -	2	0 3
朝倉市	6	48 -	3	0 6
三井郡大刀洗町	1	3 -	1	0 1
三潴郡大木町	0	0 -	1	0 1
八女郡広川町	1	6 -	0	0 0
みやま市	4	39 -	1	1 2
田川交通圏	2	129 -	19	0 26
京築交通圏	12	232 -	15	1 26
合計	258	8,390 1,606	230	118 355

※1 複数の区域に営業所を持つ事業者は複数カウントしている。

トラック運送事業においては、長時間の荷待ち・荷役等により長時間労働が蔓延化している実態があり、事業者のみの努力では改善することが困難な状況にあることから、厚生労働省と国土交通省では、トラック運送事業者、荷主等を交えた協議会を設置し、長時間労働の抑制及び取引環境の改善に取り組むこととなり、平成27年5月20日に「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」が設置され、各種課題解決に向けての協議が行われることとなった。

福岡県では福岡労働局、公益社団法人福岡県トラック協会と共同して、平成27年8月4日に標記協議会を設立し、令和6年度末までに15回開催している。

貨物事業の概況

福岡県内に事業所を有する事業者数及び車両数の推移は下表のとおりである。

平成2年の物流二法の施行による免許制から許可制に移行したことにより一般貨物自動車運送における事業者数・車両数とも大幅な増加傾向にあったが、令和2年度は事業者数は一旦減少し、その後、再度増加している。一方、車両数については、これまで一貫して増加していたが、令和4年度は減少傾向であるが、他方で軽貨物事業における車両数は増加している状況である。

令和6年4月からは、物流産業を魅力ある職場とするため働き方改革に関する法律が施行された一方で物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面している。このような状況を踏まえ政府として令和5年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定し、その中で賃上げや人材確保等、輸送力不足の解消に向け緊急的に取り組む内容として同年10月に「物流革新緊急パッケージ」を策定した。

また、令和5年7月には「物流革新に向けた政策パッケージ」の一環として、「トラックGメン」制度が創設され違反原因行為のある荷主等事業者に対して監視体制の強化を行い、さらに翌年の11月には改組し「トラック・物流Gメン」となり、倉庫事業者からの情報収集、トラック協会の職員によるGメン調査員の配置など体制の強化を行った。

1. 貨物自動車運送事業者数の推移

	昭和45年度	平成2年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年	令和3年	令和4年度	令和5年度
一般	1,056	1,442	2,241	2,428	2,923	2,605	2,755	2,894	2,884
軽貨物		3,779	6,437	6,000	5,778	7,421	7,439	7,439	8,583
特積み	28	33	39	48	67	76	83	79	89
特定	89	72	40	22	25	8	8	9	9
靈柩	56	93	159	155	189	178	188	185	182
軽靈柩		116	70	65	67	47	36	39	41

2. 貨物自動車運送事業の車両数の推移

※一般貨物事業者には特積事業者を含んでいる

	昭和45年度	平成2年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般	17,557 (1,957)	39,599 (3,985)	56,798 (515)	52,340 (559)	59,937 (883)	65,640 (454)	66,733 (408)	66,471 (417)	63,584 (427)
軽貨物		6,420 <116>	9,332 <70>	9,643 <65>	9,645 <84>	12,765 <45>	12,839 <37>	12,839 <41>	14,173 (43)
特定	1,363	782	231	187	301	54	52	26	50
靈柩	120	245	513	513	618	650	640	609	624

※一般貨物車両数の（）は特積事業者の運行車で内数である

軽貨物車両数の<>は軽靈柩車両で内数である

3. 規模別事業者数（一般・特定）

福岡県内の事業者は、車両数別で見ると、5両までの事業者が446者、6両～30両が1,409者となっており、30両以下の事業者が全体の80%以上となっており、小規模事業者が大部分を占める。

また、従業員数別で見ても、30人までの事業者が1,746者と全体の約75%となっている。

規模別事業者数（一般・特定）

車両数別（総計 2,316 社 内特定9社）

※福岡県内に主たる事務所を有する事業者

令和6年3月31日現在

	1～5両	6～30	31～50	51～100	101～200	201～500	501～	合 計
事業者数	446	1,409	216	152	62	24	7	2,316
百分率	19.26%	60.84%	9.33%	6.56%	2.68%	1.04%	0.30%	100%

従業員数別（総計 2,316社 内特定9社）

	1～10人	10～30	31～50	51～100	101～200	201～300	301～	合 計
事業者数	793	953	283	176	76	19	16	2,316
百分率	34.24%	41.15%	12.22%	7.60%	3.28%	0.82%	0.69%	100%

4. 大型貨物自動車（ダンプカー）使用者数及び車両数

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（通称：ダンプ規制法）により、大型自動車に分類される普通ダンプトラック（公道を走行するもの）については、荷台に所定の表示番号を表示することが義務付けられている。福岡県内の業種別使用者数及び車両数は下表のとおりである。

なお、貨物自動車運送事業者は（営）の表示が義務付けられている。

令和6年12月末現在

		福岡	北九州	久留米	筑豊	県合計
自動車運送事業	使用者数	187	261	75	107	630
	車両数	1,271	1,005	427	560	3,263
採石業	使用者数	6	13	5	2	26
	車両数	10	38	6	4	58
碎石業	使用者数	4	15	3	5	27
	車両数	29	35	14	13	91
砂利採取業	使用者数	3	2	0	2	7
	車両数	3	4	0	5	12
砂利販売業	使用者数	206	183	214	117	720
	車両数	330	250	356	171	1,107
建設業	使用者数	203	310	122	192	827
	車両数	386	608	282	350	1,626
その他	使用者数	32	32	12	24	100
	車両数	55	50	51	34	190
計	使用者数	641	816	431	449	2,337
	車両数	2,084	1,990	1,136	1,137	6,347

輸送の安全確保は運送事業者の最大の責務であり、国土交通省は令和3年3月に「事業用自動車総合安全プラン2025」を公表し、令和7年までに事業用自動車にかかる交通事故の死者数225人以下、人身事故件数16,500件以下、飲酒運転ゼロを目指し事故防止対策を強力に推進することとしており、自動車運送事業者監査において、法令等に基づいて運行管理体制等を確認し、是正が必要な場合は行政処分基準に基づき行政処分等を行い、輸送の安全確保を図っている。

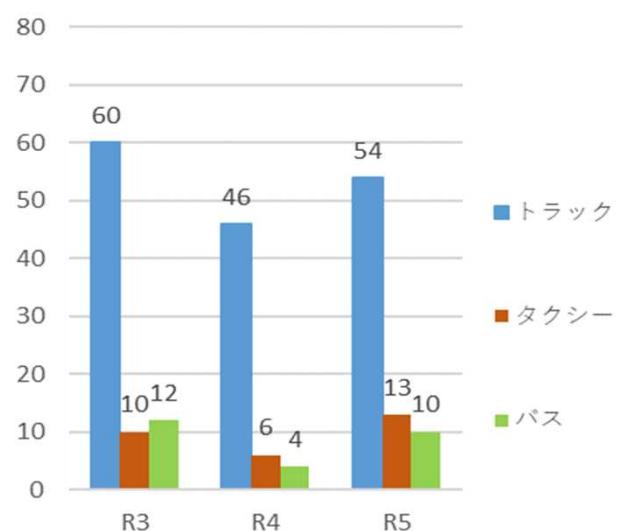
また、事故防止においては事業者自らが率先して安全性を向上させる取り組みが有効であることから、平成18年度から運輸安全マネジメント制度に基づく評価及び助言等を行っている。

自動車運送事業者行政処分件数別推移

延停止日車数（九州運輸局全体）



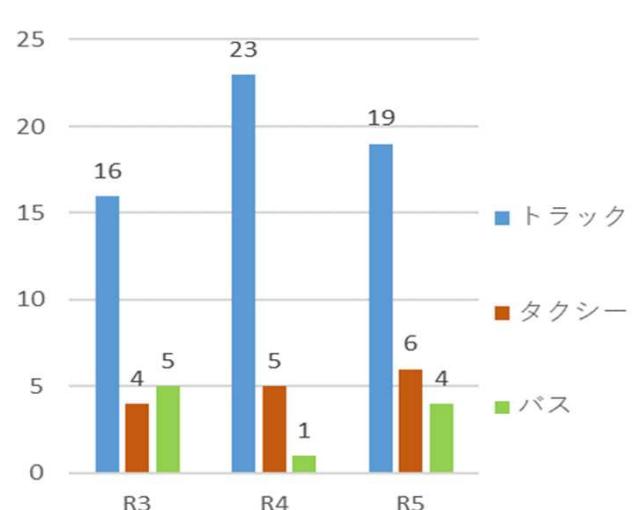
処分件数（九州運輸局全体）



延停止日車数（福岡運輸支局）



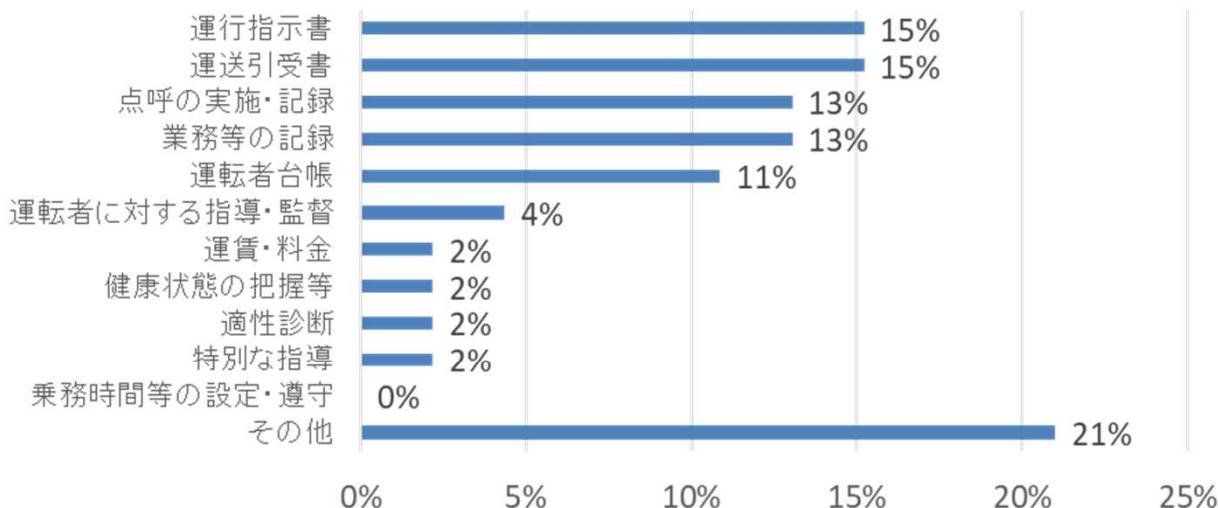
処分件数（福岡運輸支局）



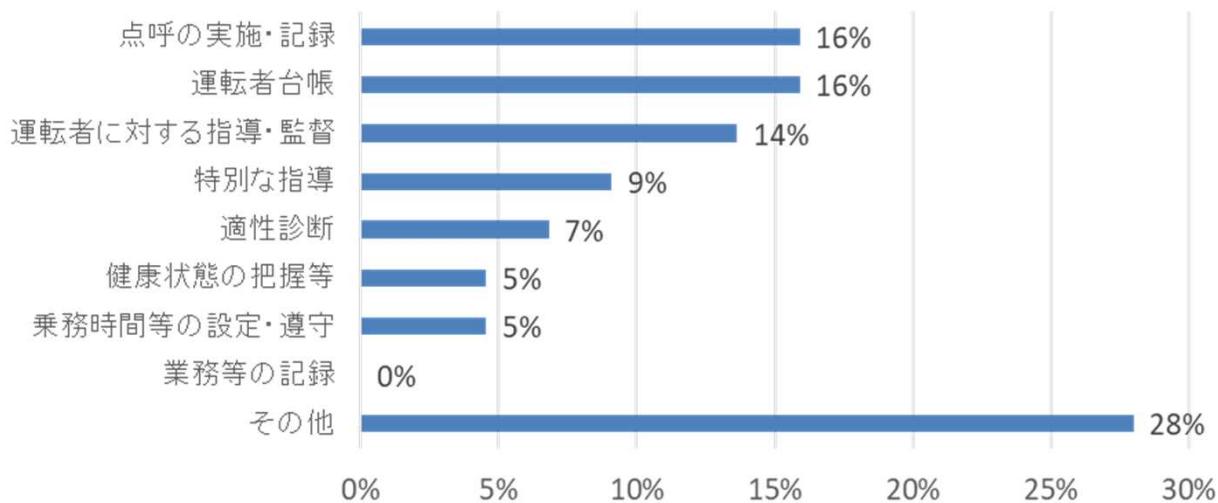
違反項目別行政処分状況(令和5年度)

- ・バス・タクシー・トラック全てにおいて令和4年度と比べ違反件数が増加した結果、違反項目も多岐にわたっている。
- ・タクシー・トラックに関しては令和4年度と同様に点呼の実施・記録、運転者台帳、運転者に対する指導・監督と上位3つを占める項目が一致している。
- ・その他の項目については、事業計画や運行記録計、運行管理者の選任(解任)に係る届出等が含まれる。

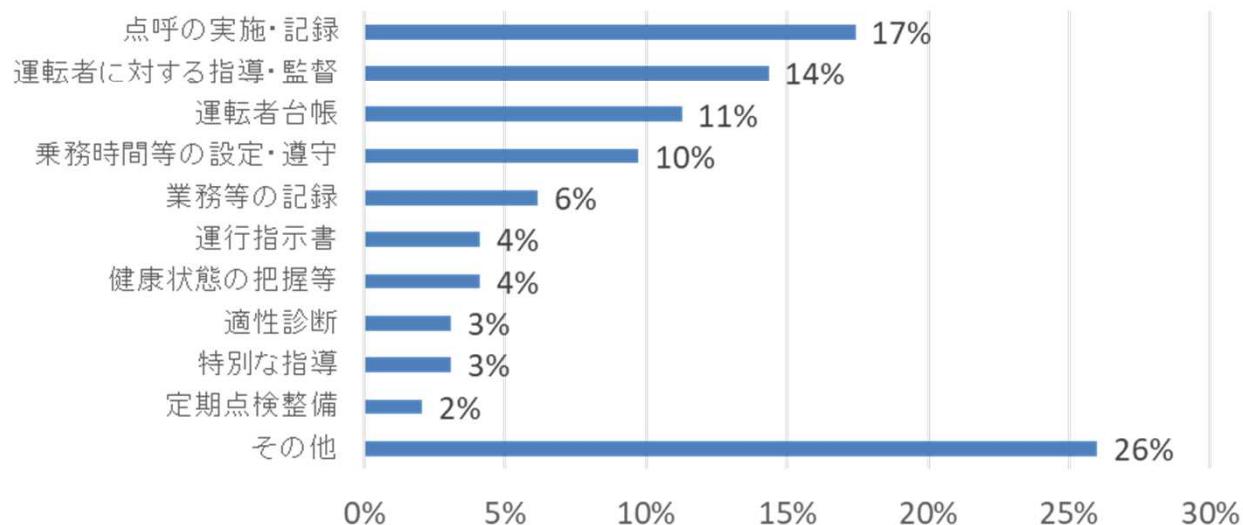
バス



タクシー



トラック

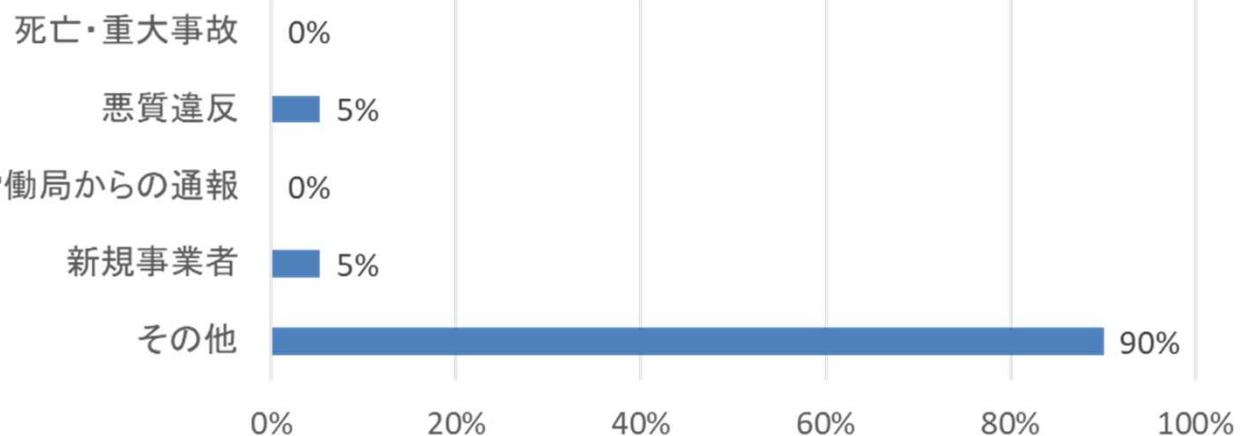


端緒別監査実施状況(令和5年度)

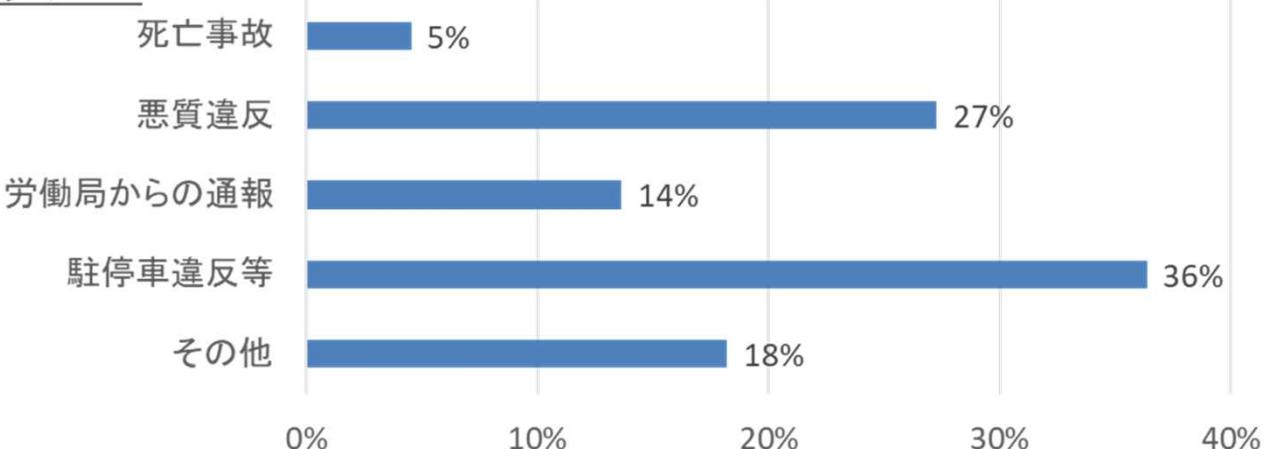
・タクシーに関しては、端緒が最も多い項目は令和4年度同様に駐停車違反であり、次いで悪質違反となっている。ただ、駐停車違反の件数は令和4年度に比べて減少した。また、悪質違反の件数が大幅に増加したため、悪質違反が全体に占める割合が多くなる結果となった。

・トラックに関しては、令和4年度最も割合を占めていた死亡事故が全体の1.5割程度まで減少している。その一方、悪質違反の件数は増加したため、令和4年度は全体の2割弱であったが令和5年度は過半数近くを占めている。

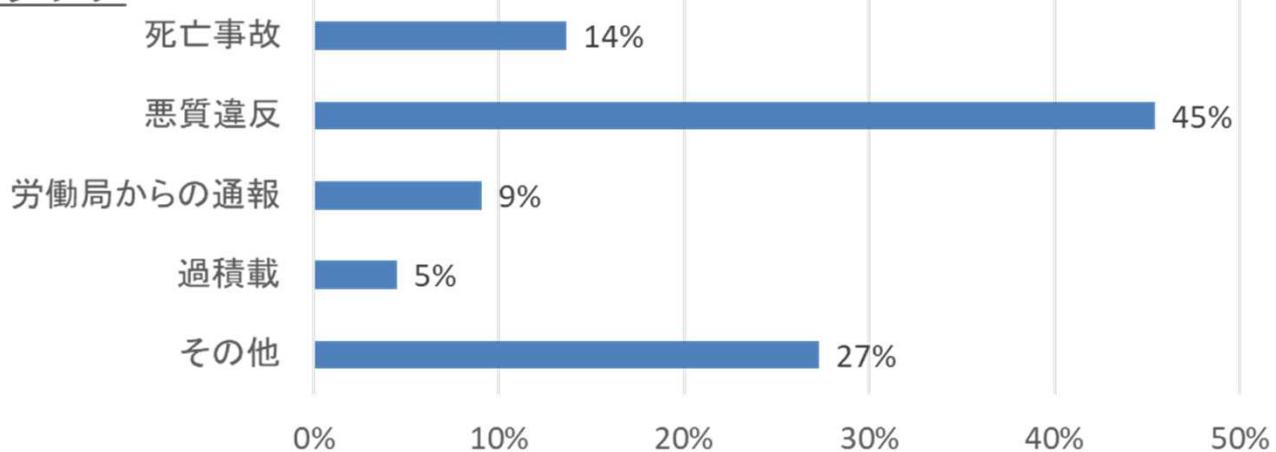
バス



タクシー



トラック



自動車登録の概況

<登録の目的>

自動車の登録制度は「所有権の公証」により、第三者に対する対抗要件を付与することを目的とした「民事登録」と、各種行政上の目的(保有実態把握・犯罪防止・徴税・リサイクル関係・NOx・PM対策など)をもつ「行政登録」からなります。

<保有車両数の動向>

九州管内の保有車両数は、全国の11%、福岡県では九州全体の35%を占めています。

福岡県における保有車両数は、令和6年3月に347万台に達しており、ここ10年以上は横ばい傾向が続いている。

また令和5年の福岡県の用途別保有車両数では、乗用車が76%、貨物車が17%、乗合・特殊車・二輪車が7%を占めています。

<最近の動向>

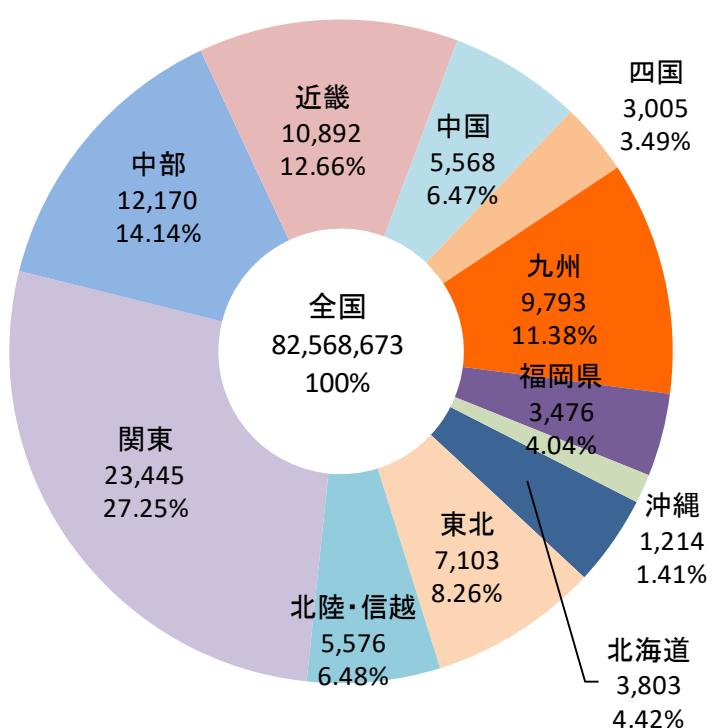
国内における自動車販売台数に占める環境対応型の次世代自動車(ハイブリッド、電気など)の割合は、自動車販売台数が横ばいから低迷する中で、エコカー減税やエコカー補助金の導入の影響等により、年々増加傾向にあります。

登録手続きのワンストップサービス(OSS)は、平成17年の導入開始以降、利用環境の整備と利便性を向上させる取り組みを行ってきましたが、利用については、令和6年12月の利用状況は新車新規は48.60%、継続検査は59.05%と徐々に増加しております。

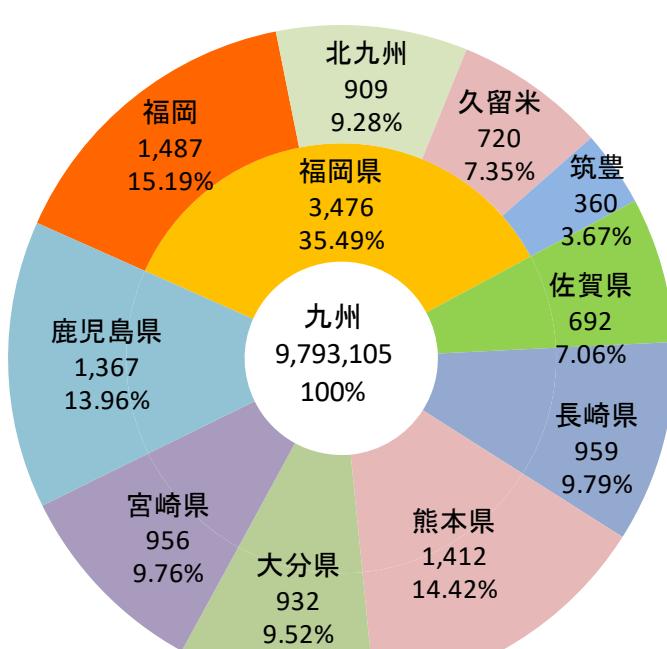
またOSSをさらに推進させるため、令和5年1月に自動車検査証の電子化を開始し、国から委託を受けた整備事業者や行政書士等において、継続検査等の情報の記録や検査標章の印刷・交付の事務が可能となっています。

1. 全国及び九州の保有車両数(令和6年3月末現在)(単位:千台)

全国



九州

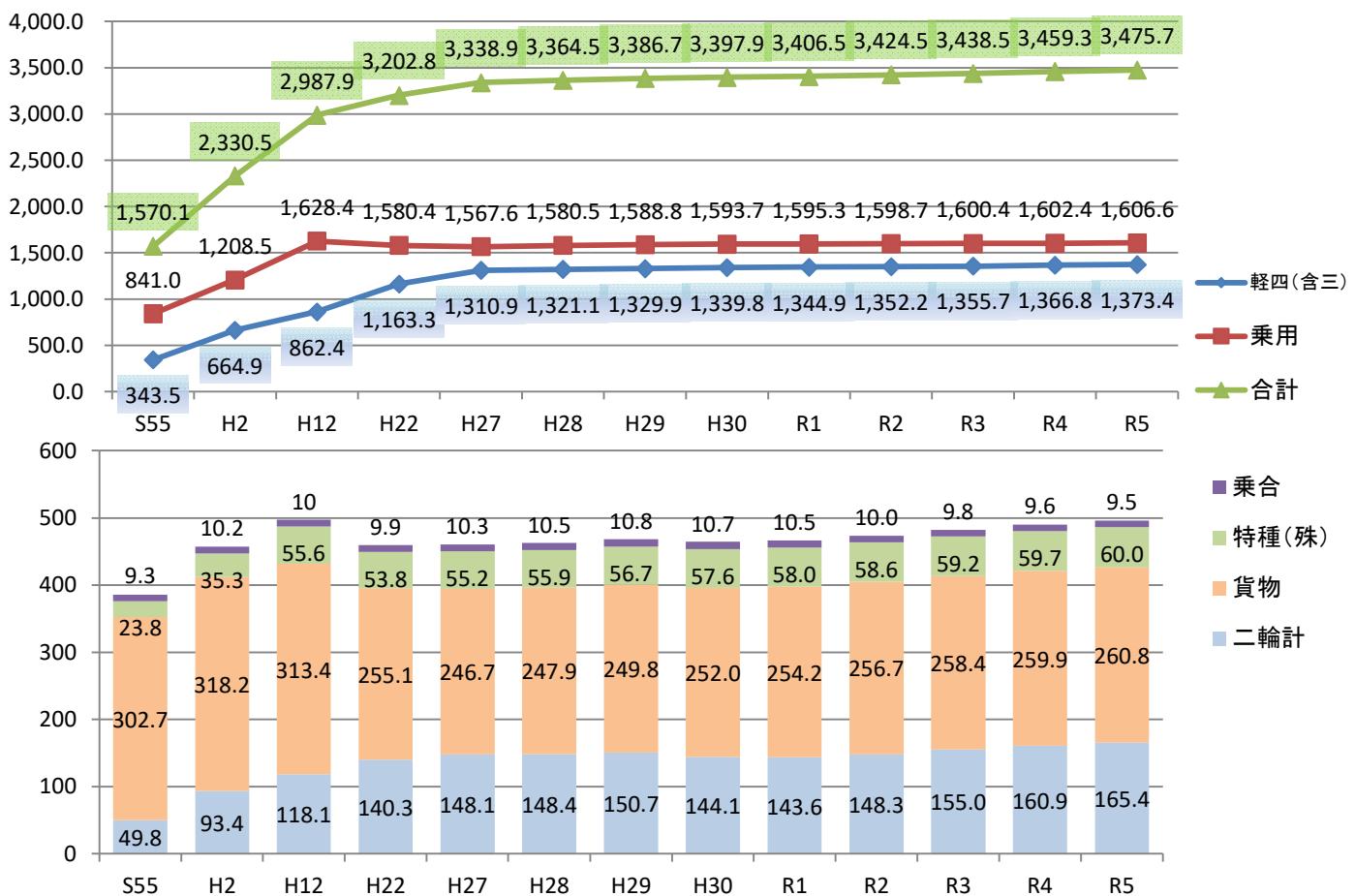


2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和6年3月末現在)

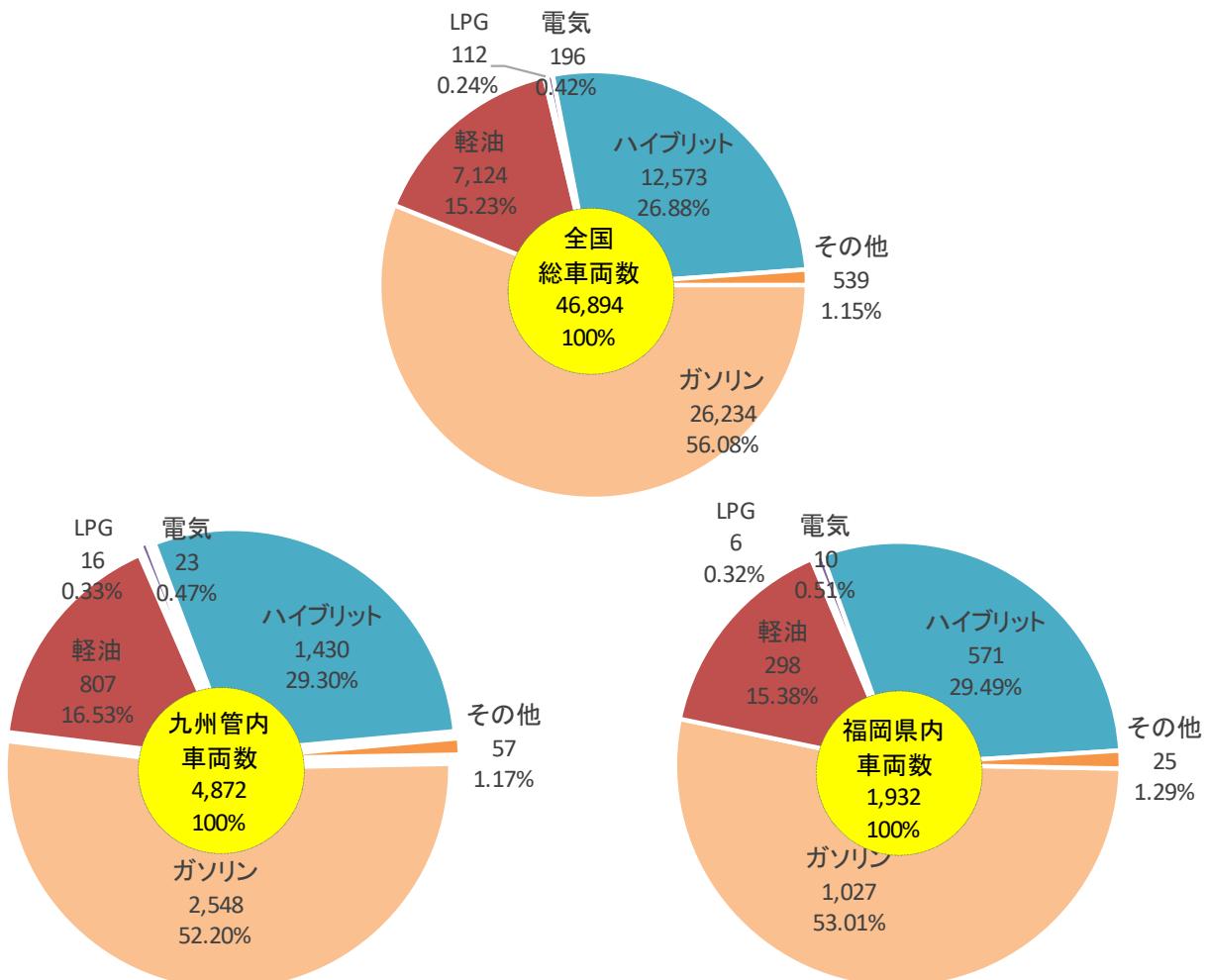
用途	車種	業態	福岡県					前年同月の車両数	対前年同月比
			福	北九州	久留米	筑豊	計		
貨物	普通車	自営	21,207	14,737	14,228	7,605	57,777	57,338	100.8
			18,072	10,569	7,473	4,322	40,436	40,435	100.0
		計	39,279	25,306	21,701	11,927	98,213	97,773	100.5
	小型車	四輪	66,254	38,552	29,109	14,227	148,142	147,819	100.2
			1,139	632	367	193	2,331	2,310	100.9
		計	67,393	39,184	29,476	14,420	150,473	150,129	100.2
	小型車	三輪	14	4	62	6	86	87	98.9
			2	0	0	0	2	2	100.0
		計	16	4	62	6	88	89	98.9
	被けん引車	自営	230	363	206	108	907	820	110.6
			2,943	6,548	682	964	11,137	11,012	101.1
		計	3,173	6,911	888	1,072	12,044	11,832	101.8
	軽自動車	四輪	98,004	76,886	89,513	42,411	306,814	306,566	100.1
			8,142	2,805	1,826	871	13,644	13,226	103.2
		計	106,146	79,691	91,339	43,282	320,458	319,792	100.2
		三輪	7	8	6	4	25	25	100.0
			0	0	0	0	0	0	0.0
		計	7	8	6	4	25	25	100.0
	貨物計	自営	185,716	130,550	133,124	64,361	513,751	512,655	100.2
			30,298	20,554	10,348	6,350	67,550	66,985	100.8
		計	216,014	151,104	143,472	70,711	581,301	579,640	100.3
乗合	普通車	自営	358	134	78	89	659	678	97.2
			2,221	790	505	264	3,780	3,761	100.5
		計	2,579	924	583	353	4,439	4,439	100.0
	小型車	自営	1,561	1,088	906	786	4,341	4,432	97.9
			323	128	180	110	741	731	101.4
		計	1,884	1,216	1,086	896	5,082	5,163	98.4
	乗合計	自営	1,919	1,222	984	875	5,000	5,110	97.8
			2,544	918	685	374	4,521	4,492	100.6
		計	4,463	2,140	1,669	1,249	9,521	9,602	99.2
乗用	普通車	自営	438,579	216,156	149,387	70,868	874,990	851,360	102.8
			1,794	616	275	92	2,777	2,676	103.8
		計	440,373	216,772	149,662	70,960	877,767	854,036	102.8
	小型車	自営	336,668	188,212	129,015	67,433	721,328	740,644	97.4
			4,206	2,055	809	427	7,497	7,770	96.5
		計	340,874	190,267	129,824	67,860	728,825	748,414	97.4
	軽四輪車	自営	386,103	285,988	248,920	125,908	1,046,919	1,041,330	100.5
			219	110	65	49	443	205	216.1
		計	386,322	286,098	248,985	125,957	1,047,362	1,041,535	100.6
	乗用計	自営	1,161,350	690,356	527,322	264,209	2,643,237	2,633,334	100.4
			6,219	2,781	1,149	568	10,717	10,651	100.6
		計	1,167,569	693,137	528,471	264,777	2,653,954	2,643,985	100.4
特種(殊)用途	普通車	自営	13,411	8,708	6,997	3,647	32,763	32,425	101.0
			6,741	2,505	2,702	1,298	13,246	13,255	99.9
		計	20,152	11,213	9,699	4,945	46,009	45,680	100.7
	小型車	自営	2,487	1,439	1,154	650	5,730	5,690	100.7
			265	125	116	20	526	530	99.2
		計	2,752	1,564	1,270	670	6,256	6,220	100.6
	軽四輪車	自営	1,933	1,306	1,123	485	4,847	4,770	101.6
			507	86	107	38	738	693	106.5
		計	2,440	1,392	1,230	523	5,585	5,463	102.2
	大型特殊車	自営	2,883	2,768	1,300	687	7,638	7,654	99.8
			51	39	28	1	119	121	98.3
		計	2,934	2,807	1,328	688	7,757	7,775	99.8
	特種(殊)用途計	自営	20,714	14,221	10,574	5,469	50,978	50,539	100.9
			7,564	2,755	2,953	1,357	14,629	14,599	100.2
		計	28,278	16,976	13,527	6,826	65,607	65,138	100.7
二輪	小型二輪車	自営	39,856	21,529	17,673	8,342	87,400	84,681	103.2
			10	2	2	1	15	17	88.2
		計	39,866	21,531	17,675	8,343	87,415	84,698	103.2
	軽二輪車		31,078	24,108	15,077	7,696	77,959	76,234	102.3
			70,944	45,639	32,752	16,039	165,374	160,932	102.8
	登録自動車数合計		921,409	496,168	345,579	173,797	1,936,953	1,931,550	100.3
	検査自動車数合計		961,275	517,699	363,254	182,140	2,024,368	2,016,248	100.4
	軽自動車数合計		525,993	391,297	356,637	177,462	1,451,389	1,443,049	100.6
	合計		1,487,268	908,996	719,891	359,602	3,475,757	3,459,297	100.5
	前年同月車両数		1,473,555	907,160	719,126	359,456	3,459,297		
	対前年同月比		100.9	100.2	100.1	100.0	100.5		

3. 福岡県内全保有自動車数の推移(年度)

(単位:千台)



4. 燃料別保有車両数(令和6年3月末現在)(単位:千台)※登録車



5. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和6年3月末現在)

(福岡運輸支局管内)

	貨物			乗合		乗用		特種(殊)			二輪 (小型二輪)	登録車計 (小二含)
	普通	小型	被牽引	普通	小型	普通	小型	普通	小型	大型特殊		
福岡市計 (政令移行後)	17,131	40,427	1,791	1,629	874	262,423	195,616	9,769	1,632	1,294	22,931	555,517
東 区	6,958	7,782	1,429	297	239	54,438	40,569	3,782	383	558	4,717	121,152
博 多 区	4,143	15,018	100	370	173	47,599	42,703	2,117	348	411	3,873	116,855
中 央 区	923	3,331	168	148	68	32,697	19,107	956	248	71	2,438	60,155
南 区	1,264	5,090	3	208	140	41,783	29,922	799	248	82	3,838	83,377
西 区	2,046	3,905	62	332	116	33,017	24,699	1,126	223	123	3,067	68,716
早 良 区	1,215	3,459	16	165	79	34,226	24,261	690	112	40	3,019	67,282
城 南 区	582	1,842	13	109	59	18,663	14,355	299	70	9	1,979	37,980
春 日 市	648	2,013	6	16	46	18,592	14,854	379	58	92	1,763	38,467
大 野 城 市	1,839	3,898	39	154	117	19,273	14,595	843	146	258	1,585	42,747
那 珂 川 市	948	1,997	16	142	37	8,937	7,002	401	41	31	922	20,474
筑 紫 野 市	1,427	2,305	40	92	70	18,505	15,006	1,026	138	88	1,583	40,280
宗 像 市	825	1,459	23	116	95	16,954	16,082	594	72	100	1,501	37,821
太 宰 府 市	1,358	1,544	110	33	57	12,187	10,057	625	66	42	1,126	27,205
古 賀 市	2,039	1,851	128	25	63	10,582	9,274	1,292	76	162	982	26,474
福 津 市	601	1,079	19	5	49	11,066	9,864	312	35	24	1,019	24,073
糸 島 市	1,508	2,554	96	58	135	16,490	13,710	920	126	73	1,816	37,486
糟 屋 郡	10,928	8,270	901	308	340	45,351	34,793	3,959	359	482	4,622	110,313
宇 美 町	1,842	1,481	150	132	43	6,816	5,225	558	36	168	961	17,412
粕 屋 町	2,591	1,750	238	55	49	9,676	7,228	906	72	64	897	23,526
篠 栗 町	728	649	171	42	64	5,223	4,344	304	25	46	575	12,171
志 免 町	1,443	1,466	32	25	86	8,509	6,635	510	113	45	834	19,698
新 宮 町	1,373	1,112	144	45	62	7,029	4,839	604	65	53	505	15,831
須 恵 町	1,525	1,410	47	8	24	6,202	5,071	507	39	62	636	15,531
久 山 町	1,426	402	119	1	12	1,896	1,451	570	9	44	214	6,144
合 計	39,252	67,397	3,169	2,578	1,883	440,360	340,853	20,120	2,749	2,646	39,850	960,857

※合計には、使用的本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和6年3月末現在)」と一致しない。
※下記市町村については合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
福岡市東区	糟屋郡志賀町
福岡市早良区	早良郡早良町
春日市	筑紫郡春日町
大野城市	筑紫郡大野町
筑紫野市	筑紫郡筑紫野町
宗像市	宗像郡宗像町、宗像郡玄海町、宗像郡大島村
太宰府市	筑紫郡太宰府町
古賀市	糟屋郡古賀町
福津市	宗像郡福間町、宗像郡津屋崎町
糸島市	前原市、糸島郡前原町、糸島郡二丈町、糸島郡志摩町
那珂川市	筑紫郡那珂川町

5. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和6年3月末現在)

(北九州自動車検査登録事務所管内)

	貨 物			乗 合		乗 用		特 種(殊)			二輪 (小型二輪)	登録車計 (小二含)
	普 通	小 型	被牽引	普 通	小 型	普 通	小 型	普通	小 型	大型特殊		
北 九 州 市 計 (政 令 移 行 後)	17,596	29,606	5,250	816	830	160,702	139,536	8,577	1,087	2,404	14,701	381,105
門 司 区	3,333	2,336	3,776	113	83	14,559	13,284	1,165	114	473	1,394	40,630
若 松 区	2,686	2,641	393	75	82	14,885	12,291	1,046	70	418	1,404	35,991
戸 畑 区	755	1,880	107	86	27	8,817	8,027	338	44	111	926	21,118
小 倉 北 区	3,955	6,952	437	143	183	31,109	26,185	2,426	319	690	2,407	74,806
小 倉 南 区	2,808	6,552	205	160	143	36,276	30,885	1,418	209	235	3,716	82,607
八 幡 西 区	3,462	7,352	252	225	262	44,843	39,699	1,743	295	400	4,036	102,569
八 幡 東 区	597	1,893	80	14	50	10,213	9,165	441	36	77	818	23,384
行 橋 市	1,279	1,772	190	17	74	12,921	11,371	545	59	47	1,587	29,862
豊 前 市	536	551	53	2	43	3,950	3,825	240	89	25	531	9,845
中 間 市	648	1,277	78	5	35	6,412	6,162	265	47	20	838	15,787
遠 賀 郡	2,276	2,899	432	40	112	16,040	14,812	814	151	118	1,838	39,532
芦 屋 町	196	345	7	6	20	2,406	2,055	88	13	6	294	5,436
水 卷 町	735	961	69	8	40	4,738	4,275	283	28	44	544	11,725
岡 垣 町	618	814	97	19	22	5,347	5,058	223	21	22	616	12,857
遠 賀 町	725	778	258	7	30	3,547	3,421	216	89	40	383	9,494
京 都 郡	2,276	2,069	838	37	77	11,078	9,600	457	94	154	1,303	27,983
苅 田 町	1,740	1,398	769	31	44	7,862	6,343	301	72	115	818	19,493
み や こ 町	531	666	67	6	33	3,215	3,254	155	22	36	485	8,470
築 上 郡	695	1,014	70	7	45	5,672	4,961	315	37	53	733	13,602
吉 富 町	123	155	30	0	3	1,140	963	44	17	1	128	2,604
上 毛 町	216	285	26	0	14	1,408	1,267	73	7	22	198	3,516
築 上 町	356	574	14	7	28	3,124	2,731	198	13	29	406	7,480
合 計	25,306	39,188	6,911	924	1,216	216,775	190,267	11,213	1,564	1,386	21,531	517,702

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和6年3月末現在)」と一致しない。
※下記市町村については合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
北九州市小倉北区	北九州市小倉区
北九州市八幡西区	北九州市八幡区
京都郡みやこ町	京都郡勝山町、豊津町、犀川町
築上郡上毛町	築上郡新吉富村、大平村
築上郡築上町	築上郡椎田町、築城町

5. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和6年3月末現在)

(久留米自動車検査登録事務所管内)

	貨物			乗合		乗用		特種(殊)			二輪 (小型二輪)	登録車計 (小二合)
	普通	小型	被牽引	普通	小型	普通	小型	普通	小型	大型特殊		
大牟田市	2,072	2,946	171	64	118	16,713	16,157	1,124	130	259	2,063	41,817
久留米市	6,101	9,780	157	120	266	55,317	45,126	2,814	530	352	6,052	126,615
柳川市	1,539	2,543	73	38	93	10,403	9,392	615	95	129	1,131	26,051
八女市	2,002	2,961	133	124	159	10,166	9,181	1,140	91	96	1,435	27,488
筑後市	1,426	1,733	22	10	63	8,603	7,232	704	65	51	1,031	20,940
大川市	1,117	1,373	19	35	38	5,538	5,032	232	36	85	598	14,103
小郡市	893	915	53	5	43	9,700	8,460	498	46	22	858	21,493
うきは市	743	1,088	8	28	51	4,595	4,154	255	44	33	701	11,700
朝倉市	2,078	2,241	129	113	106	8,863	7,867	766	88	86	1,222	23,559
みやま市	854	1,229	37	9	42	5,746	5,357	345	50	99	885	14,653
朝倉郡	961	1,068	33	19	47	5,088	5,014	423		32	570	13,255
筑前町	903	989	21	14	38	5,177	4,511	388	21	32	570	12,664
東峰村	62	74	1	1	11	319	295	20	5	3	46	837
三井郡	896	573	26	1	11	2,653	2,307	376	21	7	301	7,172
大刀洗町	896	573	26	1	11	2,653	2,307	376	21	7	301	7,172
三潴郡	327	375	9	0	10	2,430	1,958	76	18	17	293	5,513
大木町	327	375	9	0	10	2,430	1,958	76	18	17	293	5,513
八女郡	681	712	29	21	36	3,439	2,793	343	30	38	476	8,598
広川町	681	712	29	21	36	3,439	2,793	343	30	38	476	8,598
合計	21,690	29,537	899	587	1,083	149,254	130,030	9,711	1,244	1,306	17,616	362,957

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和6年3月末現在)」と一致しない
※下記市町村については合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
久留米市	浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潴郡城島町、三潴町
うきは市	浮羽郡浮羽町、吉井町
柳川市	山門郡大和町、三橋町
朝倉市	甘木市、朝倉郡朝倉町、杷木町
八女市	八女郡上陽町、黒木町、立花町、矢部村、星野村
みやま市	山門郡瀬高町、山川町、三池郡高田町
筑前町	朝倉郡三輪町、夜須町
東峰村	朝倉郡小石原村、宝珠山村

5. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和6年3月末現在)

(筑豊自動車検査登録事務所管内)

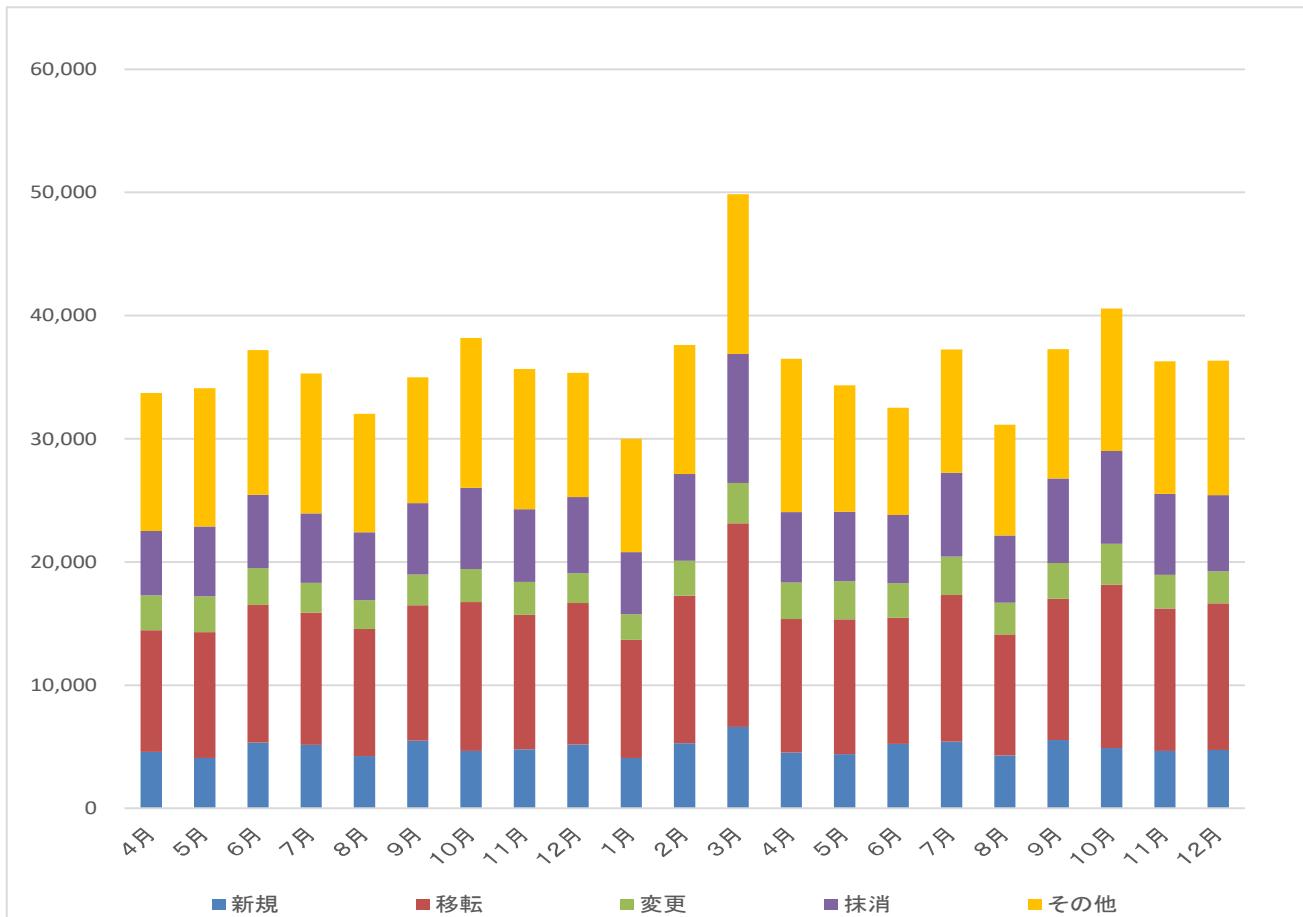
	貨 物			乗 合		乗 用		特 種 (殊)			二輪 (小型二輪)	登録車計 (小二合)
	普 通	小 型	被牽引	普 通	小 型	普 通	小 型	普通	小 型	大型特殊		
直 方 市	1,164	1,869	84	59	79	9,751	9,180	499	120	83	970	23,858
飯 塚 市	3,325	4,252	355	109	213	23,095	21,252	1,535	262	169	2,424	56,991
田 川 市	1,341	1,736	133	55	96	8,451	7,972	807	64	137	1,029	21,821
宮 若 市	1,687	1,162	118	60	90	4,911	4,603	419	36	53	536	13,675
嘉 麻 市	943	1,184	86	31	105	5,839	6,030	326	37	71	821	15,473
鞍 手 郡	959	941	85	3	42	3,950	3,796	249	21	51	415	10,512
小 竹 町	430	269	68	0	13	1,223	1,264	120	11	20	149	3,567
鞍 手 町	529	672	17	3	29	2,727	2,532	129	10	31	266	6,945
嘉 穂 郡	417	398	35	4	25	2,047	2,107	158	20	31	275	5,517
桂 川 町	417	398	35	4	25	2,047	2,107	158	20	31	275	5,517
田 川 郡	2,074	2,875	176	30	235	12,914	12,919	948	110	68	1,867	34,216
福 智 町	721	795	56	13	63	3,811	3,680	319	21	23	539	10,041
香 春 町	310	389	58	1	21	1,844	1,803	162	8	6	246	4,848
添 田 町	199	312	0	6	34	1,457	1,611	86	13	7	219	3,944
糸 田 町	121	223	2	1	35	1,445	1,412	81	36	7	210	3,573
川 崎 町	420	686	28	7	47	2,681	2,720	207	18	10	336	7,160
大 任 町	193	257	31	1	22	1,074	1,000	57	6	15	215	2,871
赤 村	110	213	1	1	13	602	693	36	8	0	102	1,779
合 計	11,910	14,417	1,072	351	885	70,958	67,859	4,941	670	663	8,337	182,063

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和6年3月末現在)」と一致しない。
※下記市町村については合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
飯塚市	嘉穂郡穂波町、筑穂町、庄内町、穎田町
宮若市	鞍手郡宮田町、若宮町
嘉麻市	山田市、嘉穂郡稻築町、碓井町、嘉穂町
田川郡福智町	田川郡赤池町、金田町、方城町

6. 登録関係業務量

(福岡運輸支局管内)



	窓口申請						OSS申請					
	新規	移転	変更	抹消	その他	合計	新規	移転	変更	抹消	合計	
令和5年度	4月	4,569	9,873	2,843	5,223	11,218	33,726	2,193	234	47	213	2,687
	5月	4,071	10,231	2,906	5,664	11,228	34,100	1,727	265	60	263	2,316
	6月	5,330	11,178	2,983	5,955	11,761	37,207	2,306	213	81	208	2,808
	7月	5,132	10,756	2,404	5,650	11,364	35,306	2,457	172	67	148	2,844
	8月	4,239	10,319	2,343	5,496	9,626	32,023	2,027	210	77	187	2,501
	9月	5,476	11,010	2,494	5,784	10,234	34,998	2,526	188	47	172	2,933
	10月	4,643	12,105	2,655	6,639	12,138	38,180	2,326	180	60	167	2,773
	11月	4,795	10,890	2,691	5,896	11,395	35,667	2,646	176	43	152	3,017
	12月	5,179	11,478	2,421	6,189	10,069	35,336	2,466	152	71	138	2,834
	1月	4,074	9,602	2,082	5,038	9,219	30,015	2,281	137	43	137	2,606
	2月	5,283	11,984	2,830	7,054	10,474	37,625	2,341	513	69	513	3,445
	3月	6,596	16,531	3,285	10,475	12,961	49,848	2,668	462	94	527	3,751
令和6年度	4月	4,525	10,839	2,957	5,720	12,456	36,497	2,193	234	47	213	2,687
	5月	4,405	10,941	3,107	5,633	10,250	34,336	1,945	160	87	155	2,347
	6月	5,222	10,243	2,811	5,550	8,691	32,517	2,401	185	135	184	2,905
	7月	5,423	11,891	3,107	6,811	10,026	37,258	2,767	256	104	240	3,408
	8月	4,281	9,845	2,544	5,475	9,008	31,153	2,438	108	100	111	2,773
	9月	5,534	11,463	2,909	6,868	10,497	37,271	2,976	203	85	185	3,449
	10月	4,883	13,255	3,331	7,537	11,588	40,594	3,276	243	106	255	3,880
	11月	4,660	11,564	2,733	6,568	10,765	36,290	3,034	144	73	115	3,366
	12月	4,734	11,902	2,607	6,189	10,899	36,331	2,631	127	85	103	2,953

令和6年1月～令和6年12月

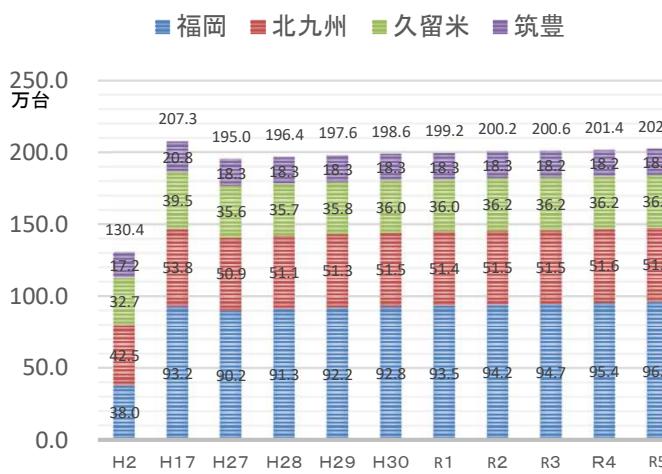
	紙						OSS					
	新規	移転	変更	抹消	その他	合計	新規	移転	変更	抹消	その他	合計
1月	4,327	10,148	2,322	6,661	9,999	33,457	2,394	179	43	165	0	2,781
2月	5,283	11,984	2,830	7,054	10,474	37,625	2,341	513	69	513	9	3,445
3月	6,596	16,531	3,285	10,475	12,961	49,848	2,668	462	94	527	0	3,751
4月	4,525	10,839	2,957	5,720	12,456	36,497	2,034	544	73	403	36	3,090
5月	4,405	10,941	3,107	5,633	10,250	34,336	1,945	160	87	155	0	2,347
6月	5,222	10,243	2,811	5,550	8,691	32,517	2,401	185	135	184	0	2,905
7月	5,423	11,891	3,107	6,811	10,296	37,528	2,767	256	104	240	41	3,408
8月	4,281	9,845	2,544	5,475	9,008	31,153	2,438	108	100	111	16	2,773
9月	5,534	11,463	2,909	6,868	10,497	37,271	2,976	203	85	185	0	3,449
10月	4,883	13,255	3,331	7,537	11,588	40,594	3,276	243	106	255	0	3,880
11月	4,660	11,564	2,733	6,568	10,765	36,290	3,034	144	73	115	0	3,366
12月	4,734	11,902	2,607	6,189	10,899	36,331	2,631	127	85	103	7	2,953

自動車の検査対象車両数(軽自動車を除く)は、令和6年3月末現在で約202万台となっている。新規検査等(構造等変更検査、予備検査を含む)については、年間約18万6千台、継続検査については、約88万9千台であり、前年度に比べて減少している。

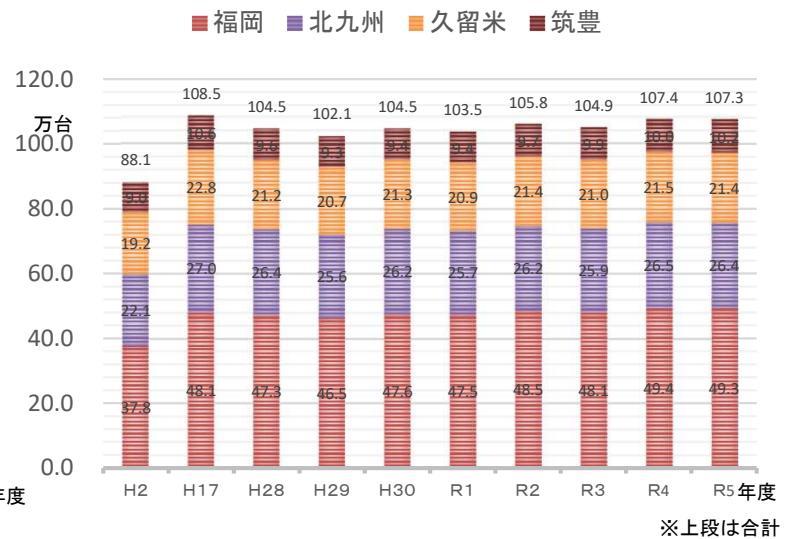
点検整備制度については、近年では多くの自動車に電子的な制御が用いられていることから、その状態を適切に確認することを目的とし点検基準の改正が行われ、令和3年10月より、車載式故障診断装置(OBD)を用いた点検が開始されている。

令和6年10月より、令和3年10月以降の新型車を対象としたOBD検査が開始された。

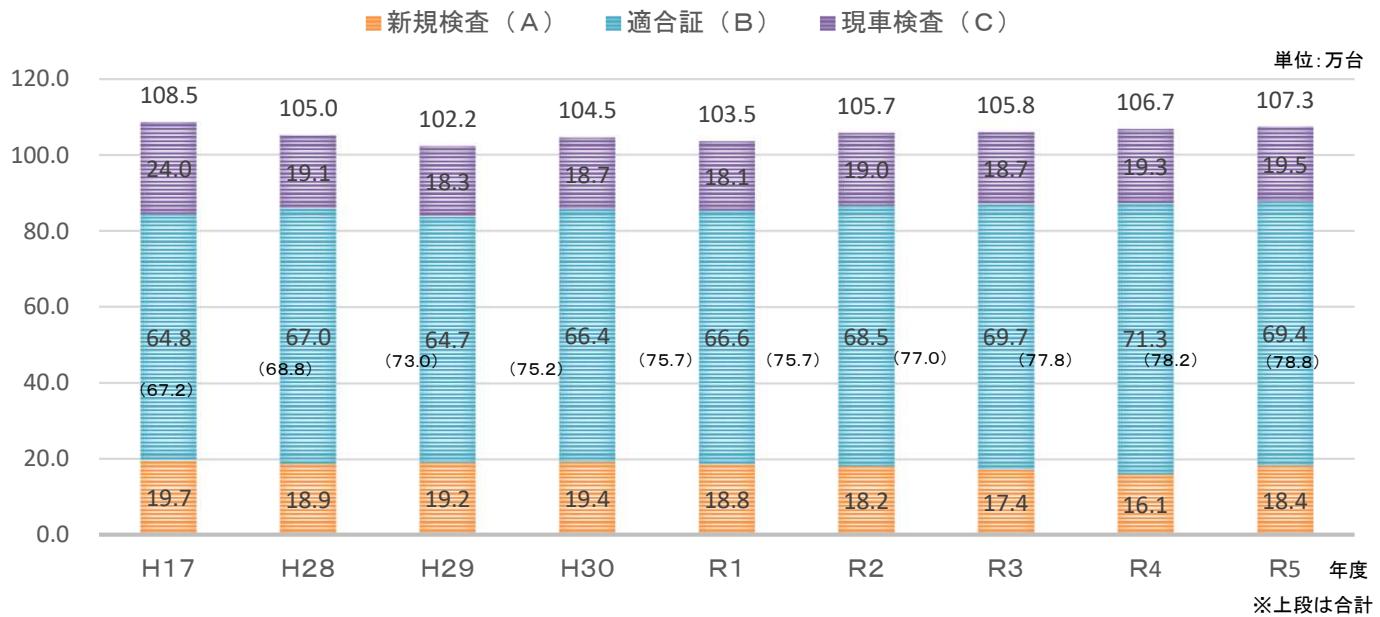
1. 支局・事務所別検査対象車両数の推移



2. 支局・事務所別検査車両数の推移



3. 検査種別の検査車両数の推移



注1 新規検査(A)には、構造等変更検査及び予備検査を含む。

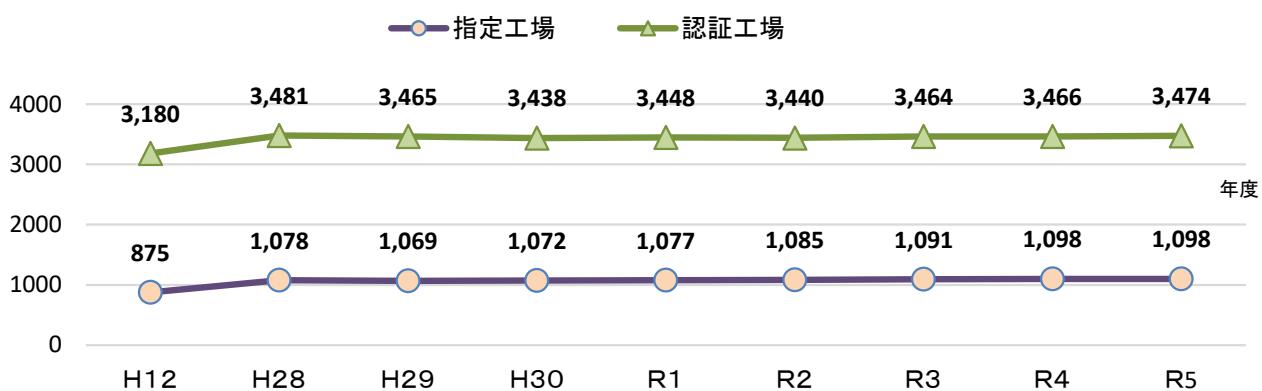
注2 適合証(B)は継続検査のみで、新規検査における指定整備を除く。

注3 現車検査(C)には、継続検査の現車検査と分解整備検査(平成10年11月まで)を含む。

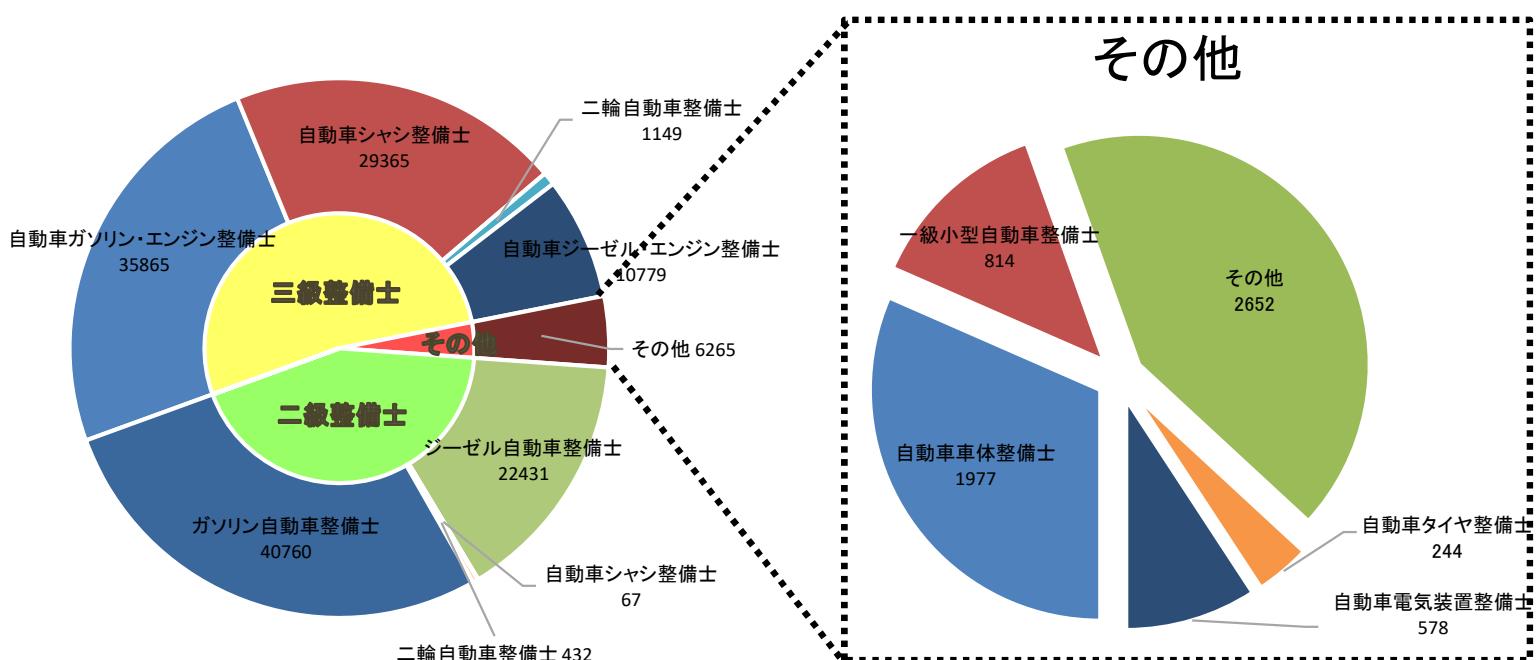
注4 図中()書きは指定整備率(B/(B+C))を示す。

- 令和6年3月末現在、福岡県内の自動車特定整備事業場(認証工場)は3,474工場、指定整備事業場(指定工場)は、1,098工場であり、平成28年度から横ばいである。
- 自動車整備士技能検定については、平成14年度より一級小型自動車整備士の試験が開始され、福岡県内においては、令和6年3月末時点で814名が有資格者となっている。
- 近年、自動ブレーキやレンキープアシストなどの運転支援装置を搭載した自動車が急速に普及していることから、これらを搭載した自動車の点検・整備の実施に際し必要とされる知識の習得を目的とし、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を開催している。

1. 自動車整備事業者の推移



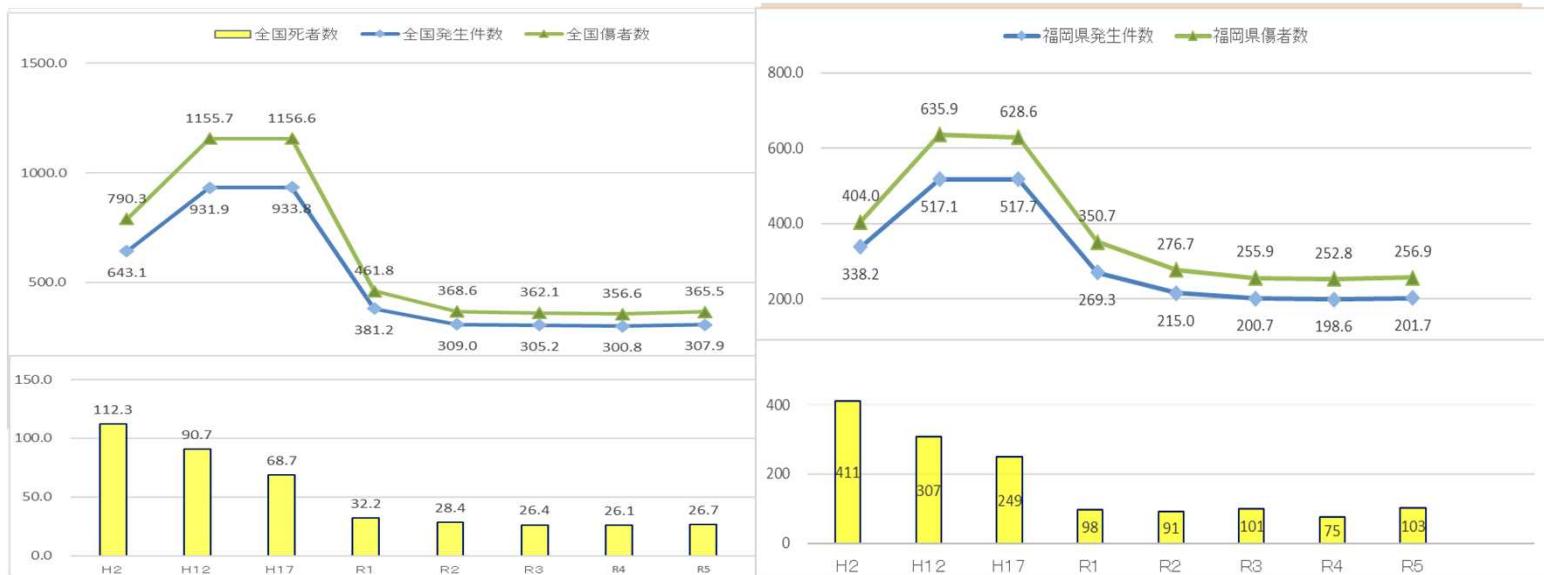
2. 自動車整備士合格者件数(令和6年3月末現在)



福岡県における令和5年の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数100件、死者数 19人、負傷者数 71人となっている。

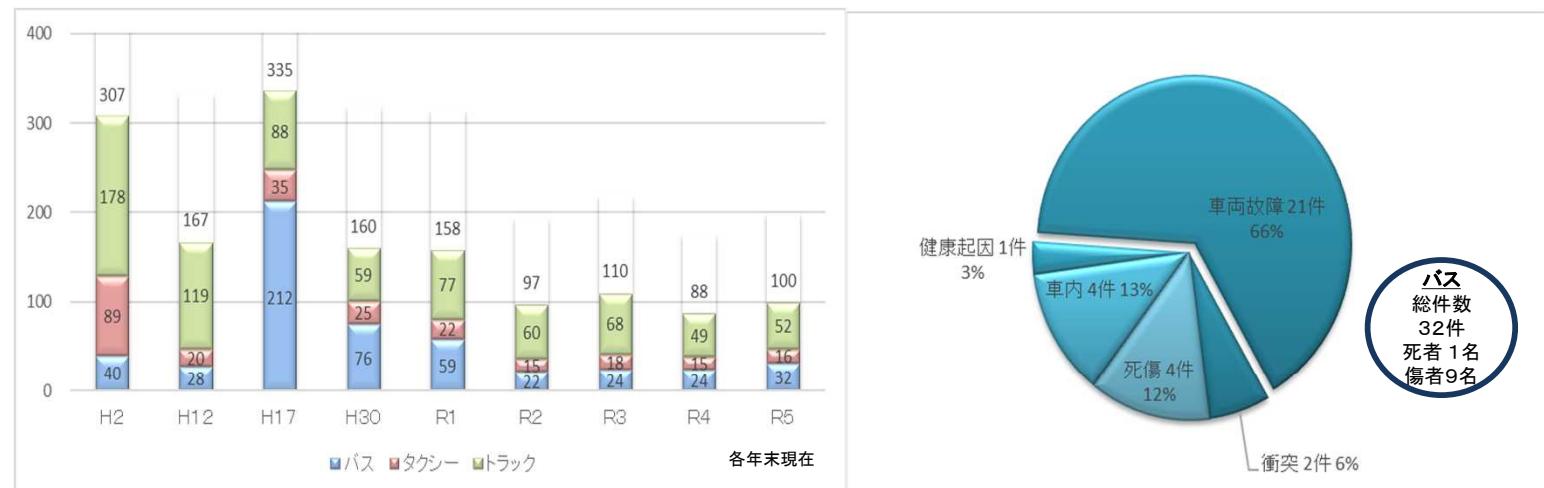
自動車の排出ガス対策については、政府が大都市地域等における自動車に起因する大気汚染への対策として、バス・タクシー・トラック事業者を中心に圧縮天然ガス(CNG)自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、低燃費自動車の導入等に対する補助を行うとともに低公害自動車等の取得等において税制上の特例措置を講ずることにより、その普及対策を図ることとしている。

1. 事故発生状況の推移



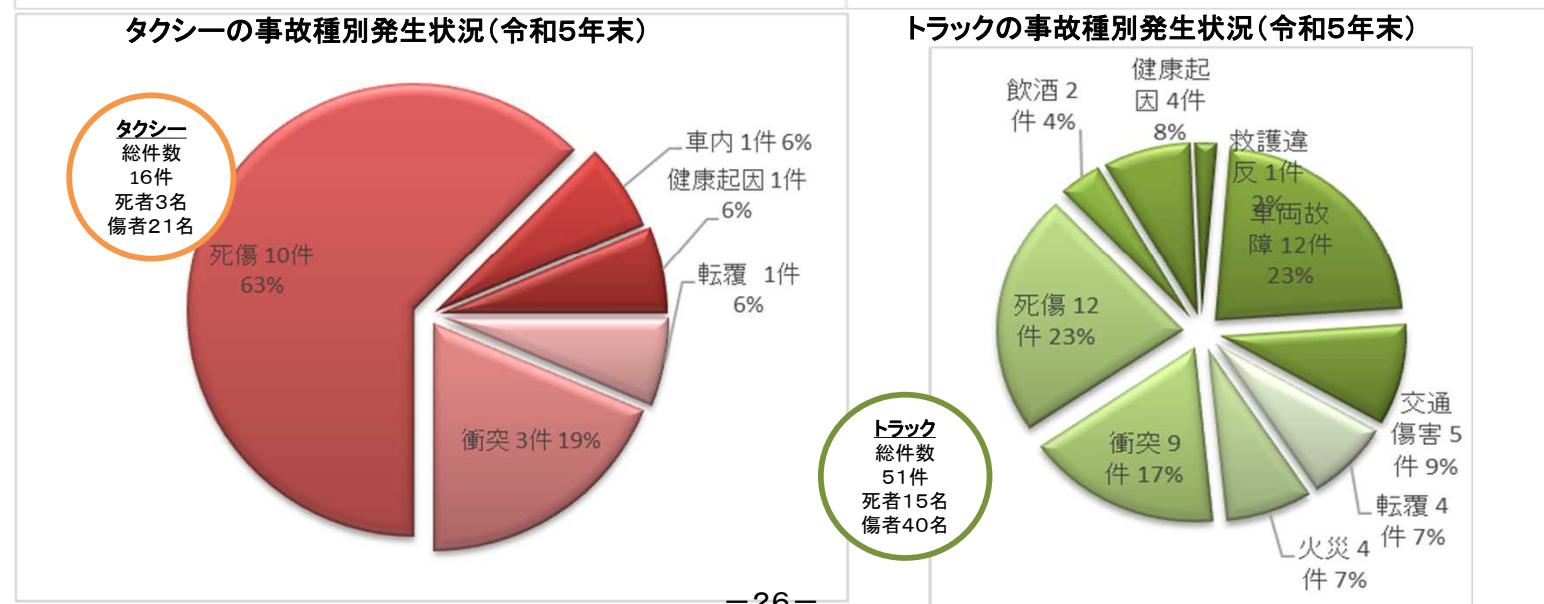
2. 福岡県における事業用自動車重大事故発生状況の推移

バスの事故種別発生状況(令和5年末)



タクシーの事故種別発生状況(令和5年末)

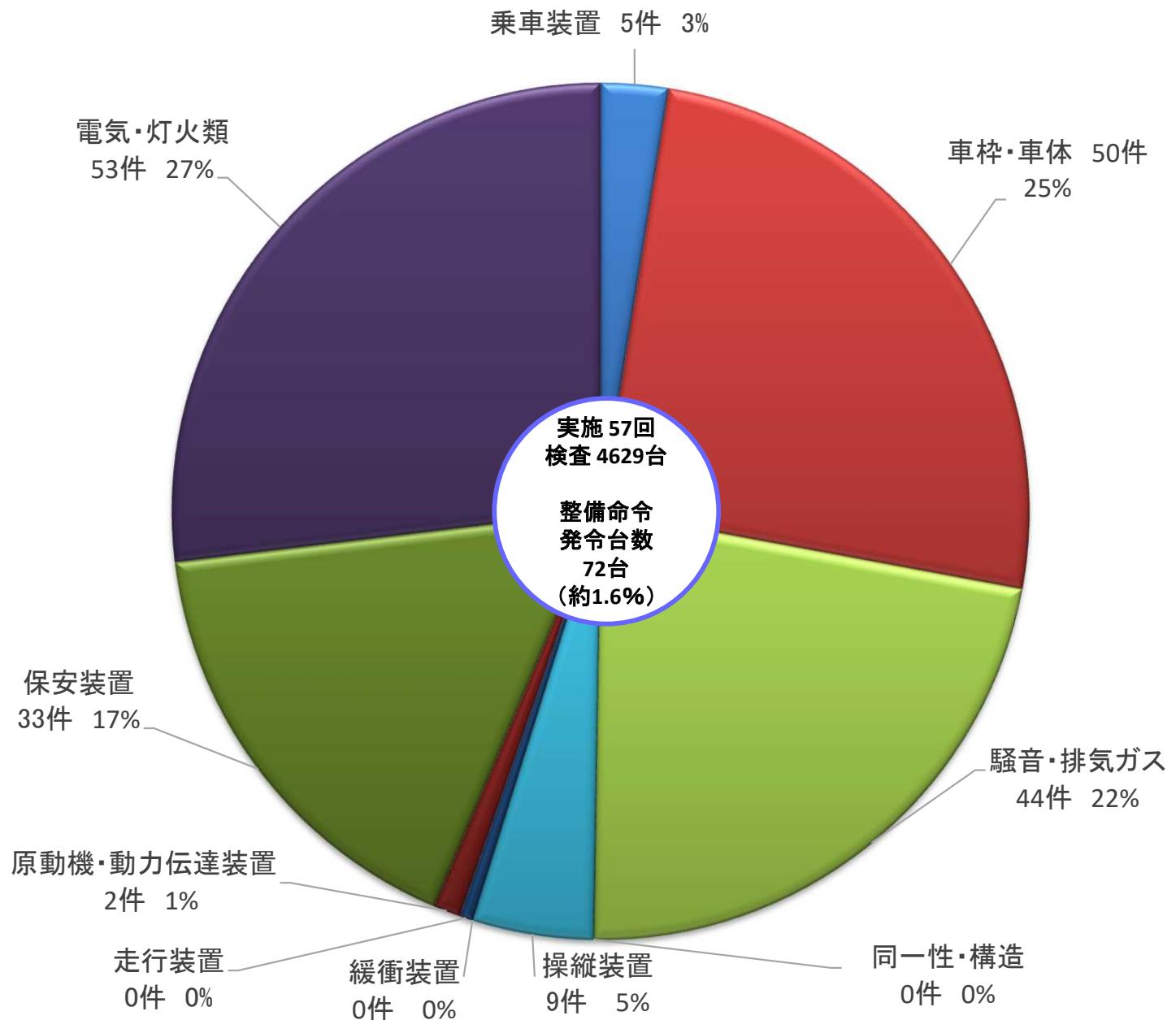
トラックの事故種別発生状況(令和5年末)



不正改造車を撲滅するため、警察と連携のもと、早朝・深夜における不正改造自動車の取り締まりのための街頭検査を積極的に実施している。

また、不正燃料による環境破壊防止のため、使用する燃料に係る検査の実施、令和元年度からは無車検運行車両への指導・警告を街頭検査の際に実施している。

装置別整備命令発令件数(令和5年度)



1. 不開港場寄港及び沿岸輸送の特許

- 令和5年度における不開港場への外国船寄港の特許件数は71件、沿岸輸送の特許件数は355件であった。
- 管内における開港場は、閑門港、苅田港、博多港、三池港、厳原港の5港である。
- 沿岸輸送特許の対象は、大半が運航者の業務上の使用品である空コンテナの輸送であり、外国への船荷証券等を具有する貨物(車両等)の積込み港から積替え港までの輸送がそれに続く。

◇特許件数の推移(単位:件)

年度

	R1	R2	R3	R4	R5
不開港場寄港	38	10	9	24	71
沿岸輸送	322	417	453	402	355

(注)不開港場寄港特許件数について

平成30年5月より、包括特許の取扱が可能となり、遊覧ヨットの特許期間恒久化等の影響により件数が減少。令和2~3年度も、コロナ禍の影響があり、年間約10件となっていたが、令和4年度以降は比田勝港(対馬)への外国籍旅客船の寄港再開や韓国籍のヨット寄港の急増の受け、増加に転じている。

2. 内航海運業

- 令和4年4月の内航海運業法の改正により、新たに「船舶管理業」が業態の1つに加わった。
- 県内における内航海運事業者の概況は下表のとおりで、登録事業者数は73者(船舶の運航を行う事業者36者、船舶の貸渡のみを行う事業者29者、船舶の管理を行う事業者13者)である。
- 事業者の多くは、福岡市、北九州市、大牟田市、苅田町に主たる営業所を設置している。

◇内航海運事業者数の推移(登録事業者)

◇支配隻数及び支配船腹量の推移(登録事業者)

業種	年度	R1	R2	R3	R4	R5
船舶の運航事業	42	40	40	41	43	
船舶の貸渡事業	33	32	33	25	29	
船舶管理業				10	13	

	R1	R2	R3	R4	R5
隻数(隻)	157	164	167	169	181
船腹量(トン)	182,501	179,087	179,037	186,050	218,641

※各年度3月31日現在。支配船腹量は総トン数(みなしトン数)の合計値。

3. 旅客船事業

- 県内の旅客船事業者の概況は下表のとおりで、一般旅客定期航路14事業者23航路、旅客不定期航路21事業者24航路、特定旅客定期航路1事業者1航路、合計36事業者(実事業者32)48航路である。
- 一般旅客定期航路事業は、北九州地区では関東、関西への長距離フェリーが特徴であり、福岡地区では、その大半が壱岐・対馬、玄界灘の離島航路である。
- 旅客不定期航路は閑門港内、博多湾及び壱岐・対馬周辺の周遊航路である。

◇福岡県内における旅客航路事業者数の推移

各年4月1日現在

	S60	H7	H17	R3	R4	R5
事業者数	24	30	30	32	32	32
定期航路	20	23	24	23	23	23
不定期航路	11	18	21	24	24	24
特定航路	1	3	1	1	1	1

※長崎県壱岐・対馬の事業者を含む。ただし、他局管轄事業者を除く。

3-①. 旅客・自動車航送の輸送実績

- 県内航路の令和5年度における旅客輸送実績は、一般旅客定期航路事業が347万3千人、旅客不定期航路が4万7千人、合計352万0千人で、前年度に比べ1万6千人(0.5%)の増加、コロナ禍前の平成31年度と比べ18万3千人(5.0%)の減少となっている。
 - 自動車航送実績は、72万0千台で、前年度に比べ5万7千台(8.6%)増加、コロナ禍前の平成31年度と比べ10万1千台(16.3%)の増加となっている。

◇一般旅客定期航路における旅客輸送実績の推移（年度）

单位:万人

	R1	R2	R3	R4	R5
長距離航路	40.4	21.1	29.5	42.2	51.0
離島航路	251.3	154.9	162.4	197.6	210.0
(うち国庫補助航路)	(72.7)	(46.4)	(48.1)	(57.2)	(60.8)
その他の航路	69.8	73.9	84.9	105.1	132.2
合計	361.5	249.9	276.8	344.9	347.3

◇一般旅客定期航路における車両航送実績の推移（年度）

单位：万台

	R1	R2	R3	R4	R5
長距離航路	49.5	43.1	49.0	54.2	59.5
離島航路	12.4	10.5	11.3	12.1	12.5
(うち国庫補助航路)	(1.4)	(1.0)	(1.1)	(1.1)	(1.2)
離島航路(補助航路除く)	11.0	9.5	10.2	11.0	11.3
合計	61.9	53.6	60.3	66.3	72.0

◇旅客不定期航路における旅客輸送実績の推移（年度）

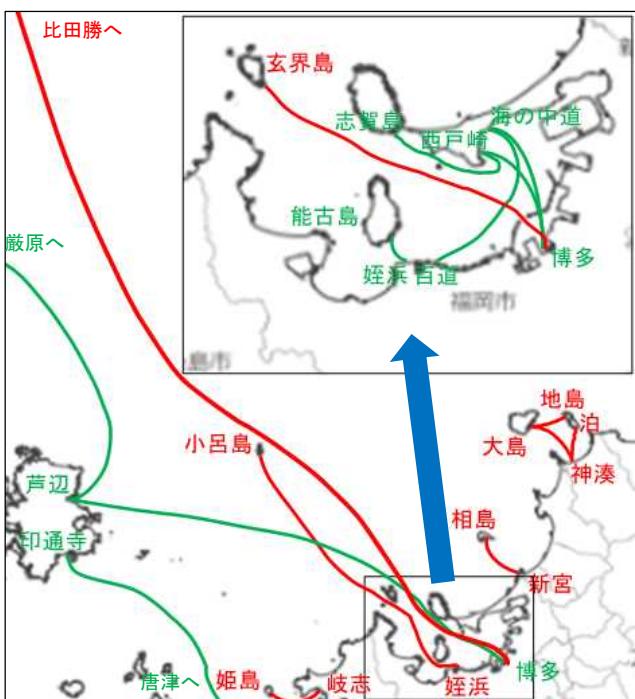
单位:万人

	R1	R2	R3	R4	R5
旅客不定期航路	8.8	2.5	2.9	5.5	4.7

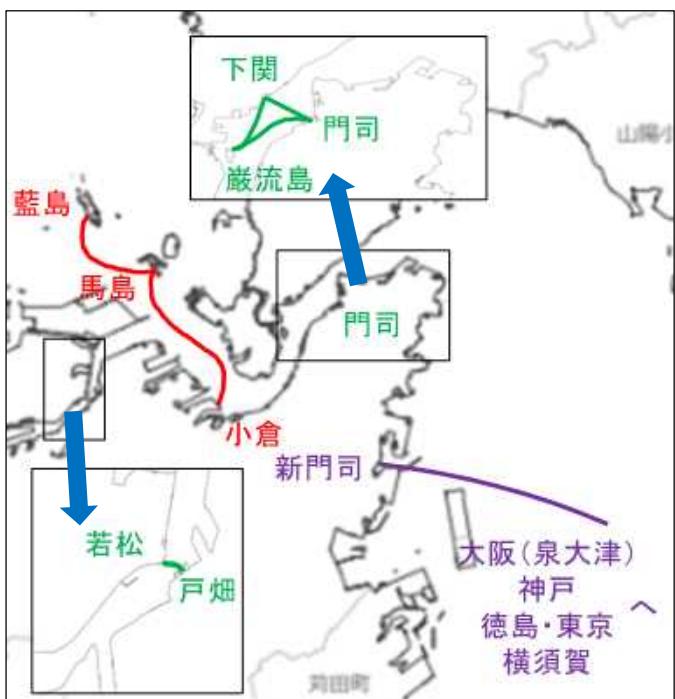
*いずれも一部長崎県壱岐の実績を含み、他局管轄事業者を除く。

福岡県内的一般旅客定期航路の航路図

＜福岡地区＞



〈北九州地区〉



3-②. 対外旅客定期航路

- 福岡県は、韓国に近いという地理的優位性から、対外旅客定期航路が開設されており、令和6年3月現在、博多～釜山間を2者が運航している。
- 博多～釜山航路の輸送実績は、平成19年度に過去最高の83万人台を記録したが、平成28年の熊本地震、日韓の歴史問題などの影響により減少傾向が続き、令和2～3年度には新型コロナウイルス感染症による入国制限のため旅客輸送が停止し、実績もゼロとなった。
- 令和4年度の水際対策の緩和を受け、令和5年度は、約27万5千人まで利用者が回復した。



◇博多～韓国間 対外旅客定期航路旅客輸送実績(年度)

単位:千人

	R1	R2	R3	R4	R5
日本人	82.8	0.0	0.0	10.1	77.9
韓国人	92.7	0.0	0.0	21.8	168.7
その他	12.4	0.0	0.0	2.1	29.0
合計	187.9	0.0	0.0	34.0	275.6

※R4年度以降の比田勝発着便の実績なし。

4. 港湾運送事業

- 県内の港湾運送指定港湾は、関門港、苅田港、博多港、大牟田港、三池港の5港で、令和6年3月31日現在、実事業者数は67社(他に鑑定事業者1社)であり、港別の事業者数は下表の示すとおりである。
- 港湾運送事業者の規模は67社のうち資本金1億円以上は20社、1億円未満は47社となっており、大半が小規模事業者である。

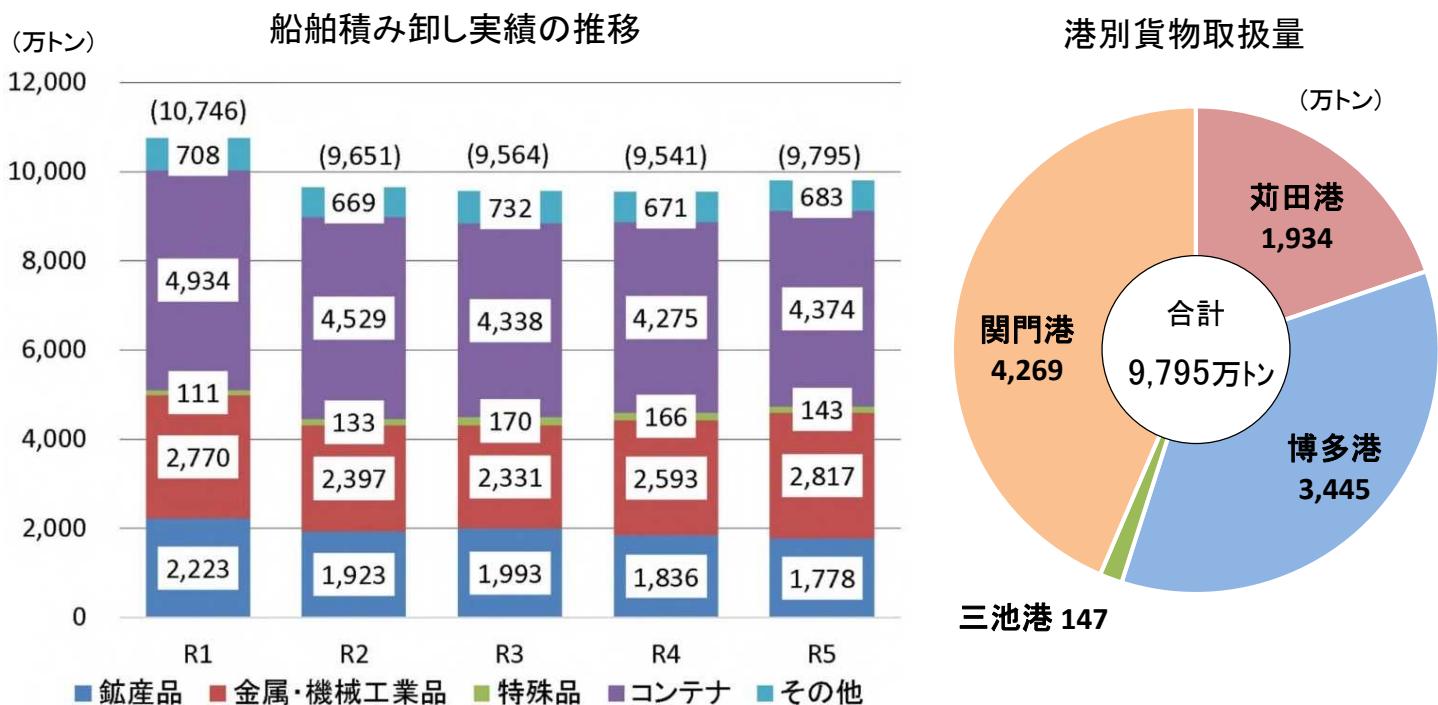
令和6年3月31日現在

		関門港	博多港	苅田港	大牟田港	三池港
事業者数		45	20	7	0	2
事業種別	一般港湾運送事業	17	8	3		1
	港湾荷役事業	19	11	5		0
	船内荷役事業	2	0	1		2
	沿岸荷役事業	13	5	1		2
	はしけ運送事業	7	0	0		0
	いかだ運送事業	0	0	0		0

※ 関門港には下関の事業者を含む

4-①.港湾荷役実績

- 県内の港湾運送指定港湾における令和5年度の港湾荷役実績は、9,795万トンで、前年度に比べ254万トン(2.7%)増加した。主要取扱貨物は、コンテナ(タイヤ、雑貨類)、金属・機械工業品、鉱産品、特殊品であり、中でもコンテナが、全取扱量の44.7%を占めている。
- 九州管内の港別取扱量では、関門港が第1位、博多港が第3位、苅田港が第4位となっている。
- 関門港、博多港においては、コンテナ輸送需要の増加やコンテナ船の大型化に対応するため、太刀浦地区、ひびき地区及びアイランドシティ地区などにおいて、港湾及び関連施設の機能強化が進められている。
- 苅田港は、自動車関連の工場が多く立地していることから、自動車の取扱いが多いのが特徴である。



5. 海事産業次世代人材育成事業

- 九州運輸局では、平成20年2月に海事関係団体とともに「九州海事産業次世代人材育成推進協議会」を設置し、青少年に海の大切さ、海事産業の役割と重要性の周知を図るため、海事施設見学会等により、広報活動を強力に推進している。
- 令和5年度には、福岡県内の小中学生146名、教員27名を対象に3件の海事産業見学会を実施した。うち1件は教員を対象として行い、海事産業への関心・興味を高めて授業内容の充実につなげ、子どもたちに地域の海事産業が果たしている役割や重要性を広く伝えてもらえるよう実施したところである。
- 授業の中に海洋・海事の重要性を取り入れられるよう、国土交通省海事局が作成した「海洋教育プログラム」の推進のため、引き続き教育委員会等への周知活動に取り組んでいる。



フェリー操舵室見学の様子



造船所見学の様子



小学校での出前講座の様子

【造船業】

県内のほとんどの造船所は、内航船や小型漁船を対象としており、「修繕」が事業の主体となっている。

【船用工業】

県内の事業者数は28者で、ほとんどが小規模事業者である。

船用工業の生産高は、令和4年は1,294百万円で、前年に比べて166百万円(14.7%)増加した。

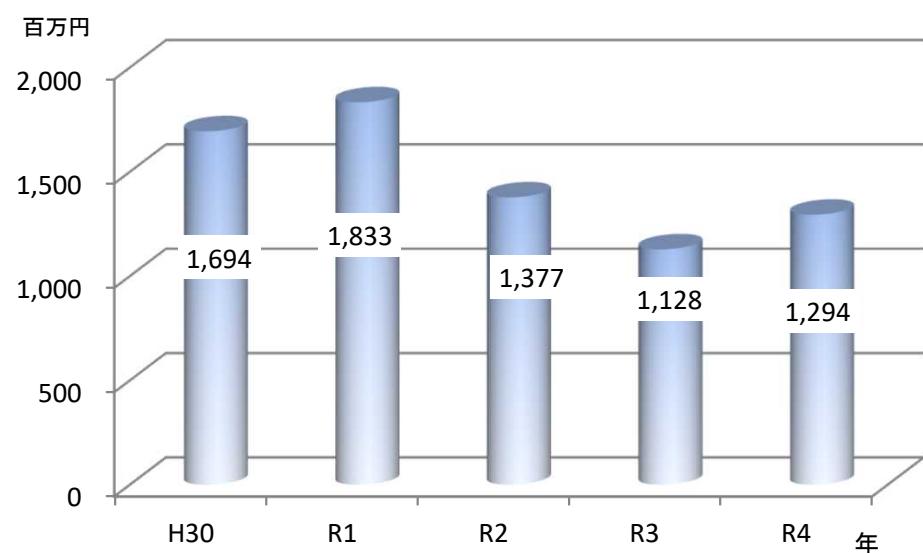
○船用関連事業者数(令和6年4月1日現在)

船用内燃機関修理 15	船用補助機械 製造 2	船用補 助機械 修理 1	軸系及び プロペラ 製造 1	軸系及び プロペラ 修理 1	航海用機器類 修理 2	ぎ装品製造 3	ぎ装品 修理 1	部分品・ 付属品 製造 1	その他 製造 1
----------------	-------------------	-----------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------	------------	----------------	------------------------	----------------

※ 長崎県の一部(壱岐市・対馬市)を含む。

○船用工業生産高の推移

(単位:年、百万円)

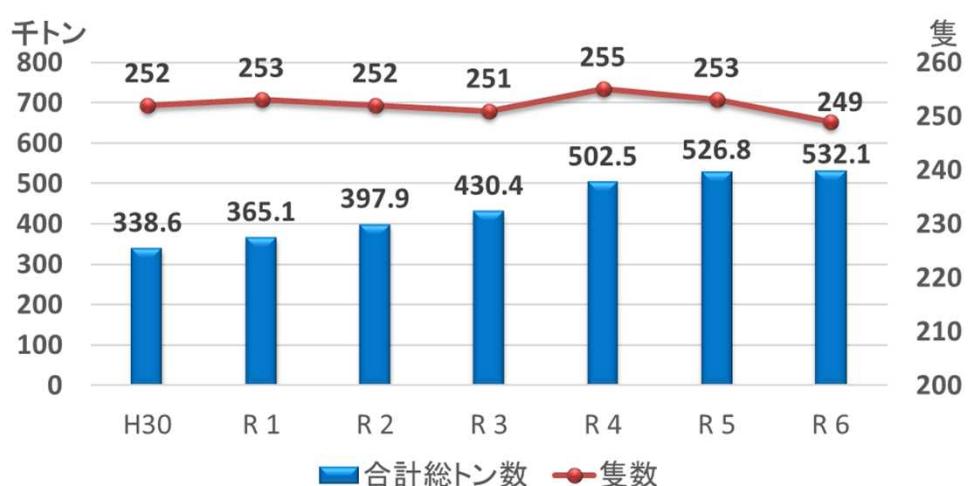


※各数値には長崎県の一部(壱岐市・対馬市)を含む。

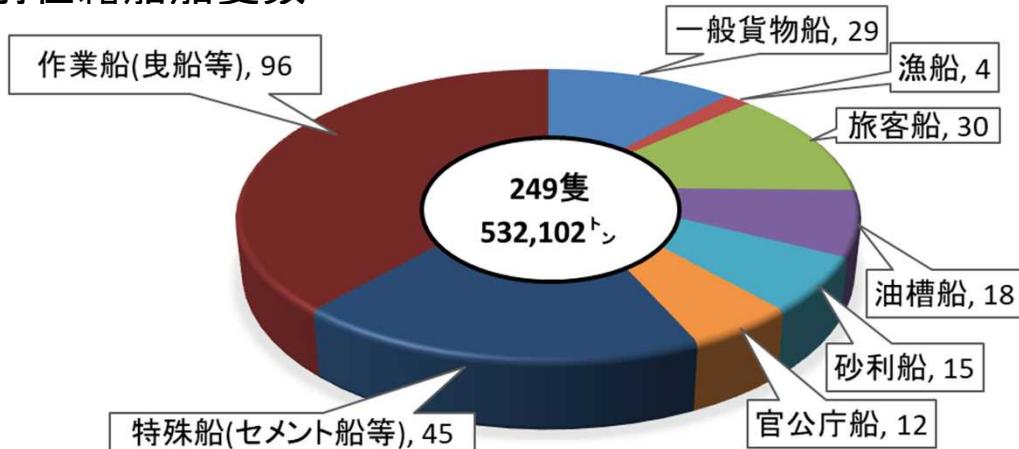
- 令和6年12月31日現在、福岡県内(5市2町)に船籍港を定める総トン数20トン以上船舶は、249隻、合計総トン数は532,102トンであった。
- 用途別では、作業船(曳船等)が96隻と最も多い、次に特殊船(セメント船等)45隻、旅客船30隻、一般貨物船29隻、油槽船18隻、砂利船15隻、官庁船12隻、漁船4隻となっている。
- トン数階層別では、100～1000トン未満が155隻と最も多い、次に20～100トン未満55隻、1000～10000トン未満29隻、10000トン以上10隻となっている。
- 福岡県の特徴として、福岡地区は旅客船、北九州地区はセメント専用船や曳船が多く在籍している。

◇ 在籍船舶の推移

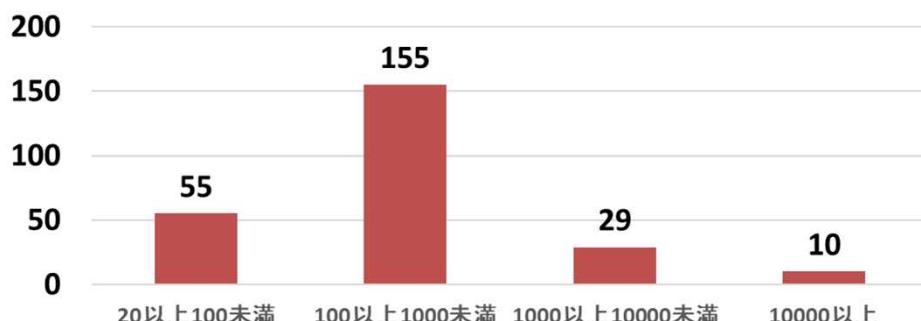
令和6年12月31日現在



◇ 用途別在籍船舶隻数



◇ トン数階層別在籍船舶隻数



モーターボート競走の概況

船舶担当

- 福岡県内には、福岡競走場、芦屋競走場、若松競走場の3場があり、直営の場外発売場は10ヶ所である。
- 令和5年度は、政府による行動制限が大幅に緩和され、コロナ禍以前の状況に戻り始めた一年であった。
- 本場及び場外発売場は昨年度に比べほぼ横ばい状況であるが、芦屋競走場はSG競走の開催があり、初めて1千億円を突破した。
- 各競走場の概要と売上額等の推移は下表のとおりである。

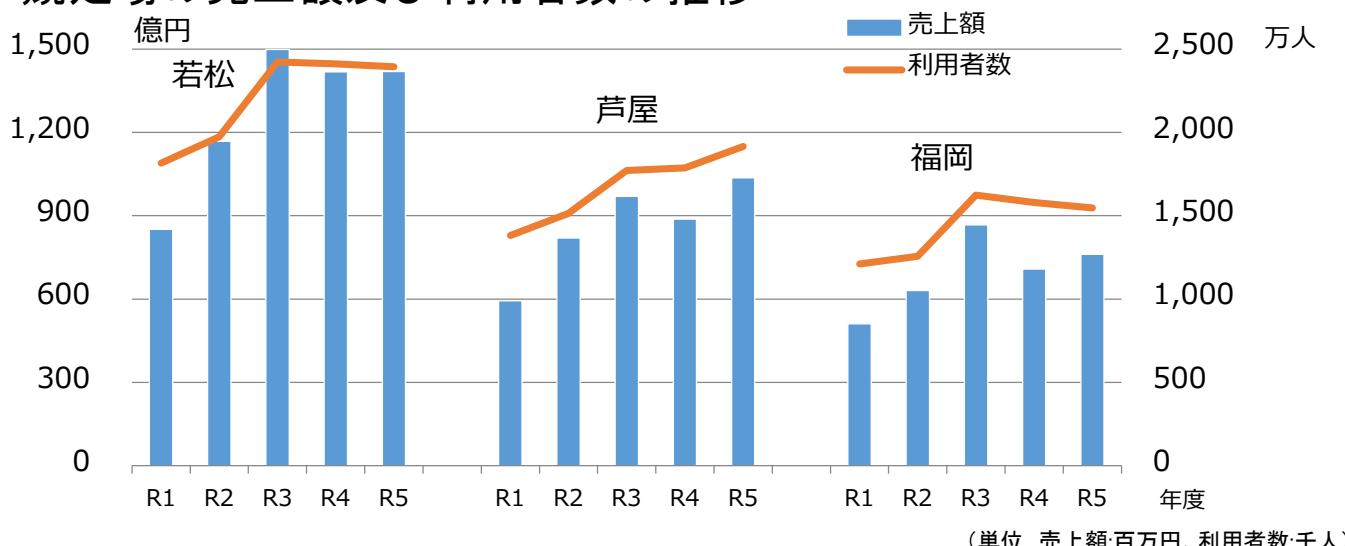
1. 競走場の概要

令和6年4月1日現在

競走場名	施行者名	R5年度開催日数	施行者指定年月日	場外発売場
福岡競走場	福岡市	167	昭和28年8月13日	
	福岡都市圏広域行政事業組合	24	※平成元年4月1日	
芦屋競走場	芦屋町	198	昭和27年10月18日	ポートピア勝山 ポートピア高城 ポートピア金峰 ミニポートピア天文館 ミニポートピア日向 ミニポートピア嘉麻 ミニポートピア宮崎 オラレ日南 ボートレースチケットショップ加治木
若松競走場	北九州市 中間市行橋市競艇組合	171 24	昭和27年10月18日 ※昭和44年4月1日	ミニポートピア北九州メディアドーム

※初回指定年月日で、期限付きで指定を受けている。

2. 競走場の売上額及び利用者数の推移



(単位 売上額:百万円、利用者数:千人)

競走場	年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
若松	売上額	85,118	116,776	149,841	141,834	141,898
	利用者数	18,147	19,732	24,225	24,110	23,936
芦屋	売上額	59,364	82,017	96,899	88,739	103,681
	利用者数	13,806	15,137	17,705	17,871	19,157
福岡	売上額	51,043	63,075	86,700	70,769	76,097
	利用者数	12,112	12,555	16,226	15,785	15,463
県内計	売上額	196,145	261,868	333,440	301,342	321,676
	利用者数	44,064	47,424	58,156	57,766	58,556
全国計	売上額	1,543,492	2,095,142	2,392,621	2,414,247	2,422,012
	利用者数	349,494	378,217	436,827	458,431	457,472

資料:一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会

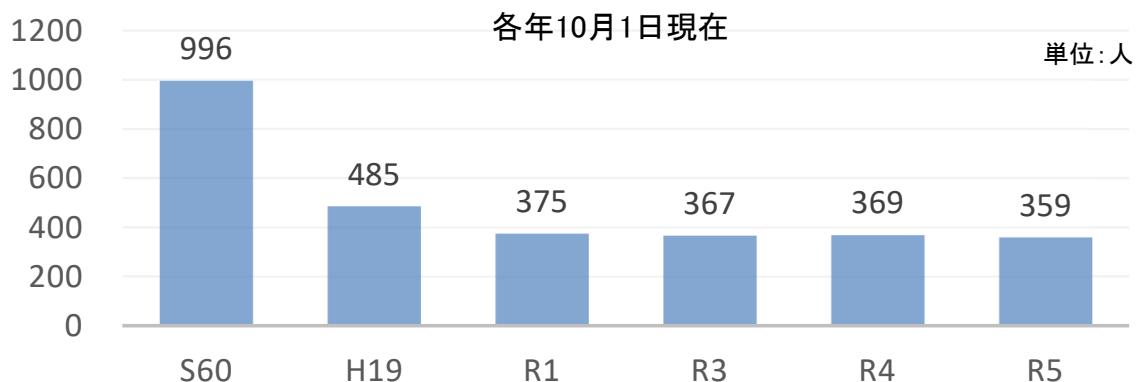
※利用者数は、競走場入場者数に、外向発売・電話投票・場外発売の各利用者数を加えた数である。

- 船舶の航行中に海難事故が発生した場合には、人命及び船舶の損失、海洋汚染等多大な影響を社会に及ぼすことになる。このため、船舶及び機関等の設計・製造段階から廃船に至るまでの間、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づき、船舶が航行するための必要な構造、設備等に関する技術基準に適合していることを造船所等で確認している。
- 検査の種類としては、製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、予備検査等があり、合格したものについては条約証書や船舶検査証書等を交付している。

船員関係業務の概況

- 令和5年10月1日現在における県内の船員法適用船舶所有者は359事業者、船舶数は650隻、船員数は2,810人である。(予備船員は除く)
- 船員の船種別構成については、汽船船員が40.5%、漁船船員が16.4%、その他の船員が43.1%である。

1. 船員法適用船舶所有事業者の推移



2. 福岡県内船員等の推移

各年10月1日現在

	S60	H19	R1	R3	R4	R5
汽船	2,408	1,456	1,270	1,187	1,141	1,137
漁船	3,958	616	553	436	446	462
その他	1,465	1,137	1,055	1,214	1,253	1,211
計	7,831	3,209	2,878	2,837	2,840	2,810
船舶隻数	1,609	839	680	672	664	650

※一部長崎県(壱岐・対馬)を含む

3. 福岡県内の各種資格認定等実績の推移(証印関係分)

年度

	R1	R2	R3	R4	R5
航海当直部員	189	136	142	154	106
タンカー危険物取扱責任者	105	99	115	98	102
RORO旅客船の要件確認	19	12	15	27	47
計	313	247	272	279	255

船員災害・疾病発生状況の推移(船種別・職種別)

- 県内の令和5年度における船員災害疾病発生件数は、下表のとおりであり、これは3日以上の休業を要した災害と疾病について集計したものである。
- 実数でみると災害は20人、疾病は40人、千人率でみると災害は7.1、疾病は14.2であった。

1. 災害発生状況の推移（年度）

単位:人

	R1		R2		R3		R4		R5	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	10	7.9	14	11.9	10	8.4	9	7.9	9	7.9
漁船	0	0.0	1	2.3	0	0.0	1	2.2	0	0.0
その他	6	5.7	6	5.0	5	4.1	6	4.8	11	9.1
計	16	5.6	21	7.5	15	5.3	16	5.6	20	7.1

2. 疾病発生状況の推移（年度）

単位:人

	R1		R2		R3		R4		R5	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	12	9.4	16	13.6	9	7.6	31	27.2	20	17.6
漁船	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	5	4.7	2	1.7	12	9.9	35	27.9	20	16.5
計	17	5.9	18	6.4	21	7.4	66	23.2	40	14.2

3. 船員災害・疾病発生状況合計の推移（年度）

単位:人

	R1		R2		R3		R4		R5	
		千人率								
汽船	22	17.3	30	25.5	19	16.0	40	35.1	29	25.5
漁船	0	0.0	1	2.3	0	0.0	1	2.2	0	0.0
その他	11	10.4	8	6.7	17	14.0	41	32.7	31	25.6
計	33	11.5	39	13.9	36	12.7	82	28.9	60	21.4

※ 一部長崎県(壱岐・対馬)を含む

※ 千人率とは船員1,000人あたりの年間発生率

※ 汽船とは旅客船、貨物船、タンカー等をいう

※ その他とは官公庁船、引き船、作業船等をいう

船員派遣事業の概況

船員担当

- 令和5年10月末日現在における県内の派遣事業許可事業者数は、11者(九州全体45者)で、九州管内の24%を占めている。

船員職業安定関係業務の概況

船員担当

- 県内における職業紹介実績の推移は下表のとおりで、令和5年度は、新規求人数は増加し、新規求職数及び成立数は減少した。
- 県内における船員失業保険金支給実績の推移は下表のとおりである。

1. 船員職業紹介実績の推移（年度）

単位:人

	R1	R2	R3	R4	R5
求人申込数	696	728	829	901	931
求職申込数	313	305	275	249	210
成立	48	60	68	49	32

2. 船員失業保険金支給実績の推移（年度）

	R1	R2	R3	R4	R5
支給金額(10万円)	12.4	119.9	176.5	99.4	141.0
受給者実数(人)	85	79	99	70	86
支給件数(件)	100	92	122	79	101
年度末受給者数(人)	4	7	6	6	5

海技資格及び水先関係業務の概況

船員担当

1. 海技士免許取扱件数の推移（年度）

単位:件

	R1	R2	R3	R4	R5
免許	601	537	574	513	444
更新	661	698	656	567	677
再交付	91	82	68	84	72
訂正	45	31	50	30	33
限定解除	226	194	214	196	188

2. 小型船舶操縦免許取扱件数の推移（年度）

単位:件

	R1	R2	R3	R4	R5
免許	6,017	8,242	8,304	6,315	5,431
更新	11,652	10,547	10,519	11,901	11,469
再交付	1,886	2,156	2,084	1,944	1,806
訂正	79	113	138	118	122

3. 水先法航海実歴認定件数の推移（年度）

単位:件

	R1	R2	R3	R4	R5
認定件数	37	30	33	32	29

運航労務監理官関係業務の概況

運航労務監理官

○県内における運航労務監理官は、九州運輸局に15人、福岡運輸支局(門司港庁舎)に2人、若松海事事務所に3人配置され、次の業務を行っている。

【船員労働の指導・監督】

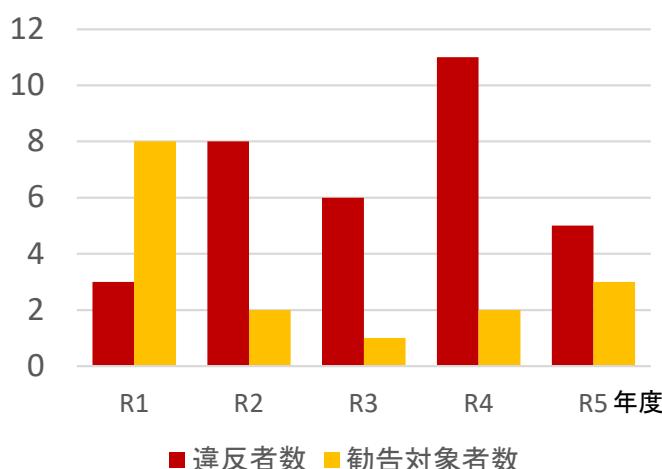
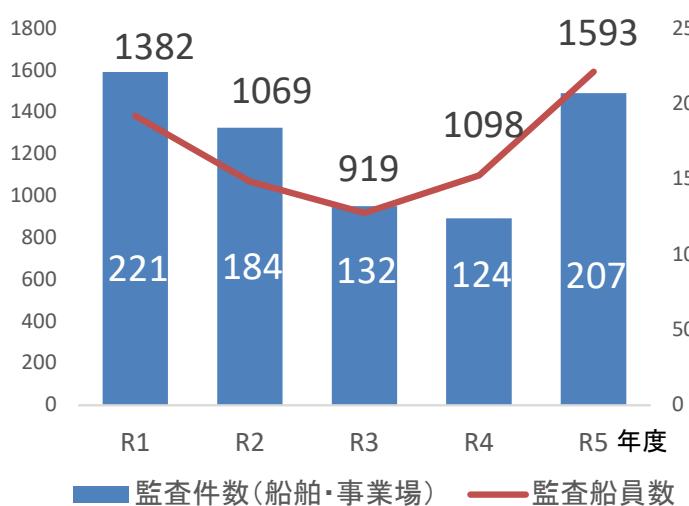
航海の安全及び船員の労働条件の確保並びに船員災害の防止を目的として、船舶・事業場の船員労務監査を行い、船員・船舶所有者に対する指導・監督を実施している。

【船舶の安全運航確保】

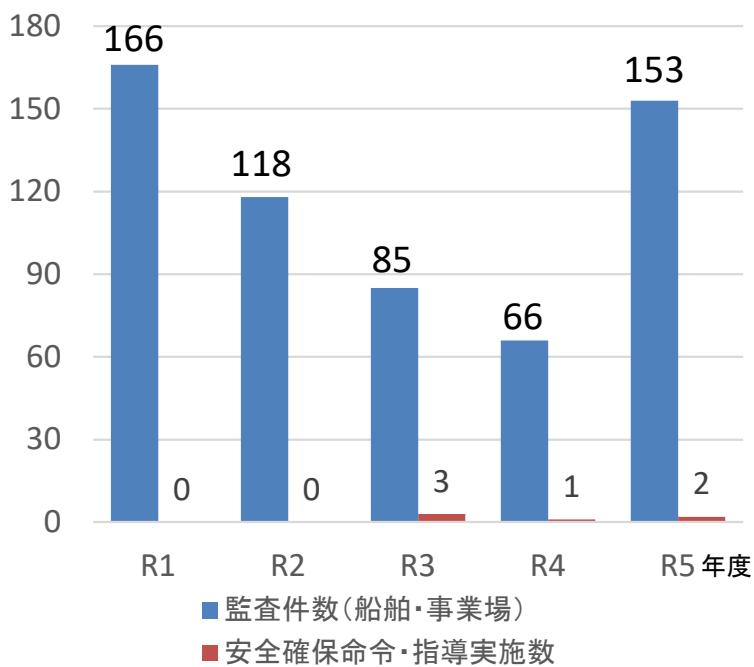
旅客船や貨物船等の安全運航確保を目的として、船舶・事業場の運航管理監査及び運輸安全マネジメント評価を行い、運航事業者に対する指導・監督を実施している。

また、安全統括管理者・運航管理者を対象としたweb研修の開催や、旅客船協会等の依頼により乗組員集合 研修の講師を担当するなどの取組を行っている。

1. 船員労務監査(船舶・事業場)の推移



2. 運航管理監査(船舶・事業場)の推移



3. 乗組員安全講習会等



旅客船乗組員研修での講義の様子

- 船舶は、船舶及び人命の安全、また海洋環境保護を目的として締結された国際条約に基づく規則を満足しなければならず、船籍国はこれら規則を遵守させる責任がある。しかし、船籍国の中には十分な船舶検査制度及び船員資格要件を確立していない国も見受けられ、1970年代に増加した便宜置籍船（税金及び船員の賃金等の運航コスト削減のため第三国に船籍を置く船舶）の多くは、この様な責任を十分に果たしていない国々であり、これが条約基準を満たさない船舶（「サブスタンダード船」と呼ぶ）を増加させた最大の要因となった。これら船籍国の責任を補完するため、国際海事機関により寄港国による外国船舶の検査（「Port State Control = PSC」と呼ぶ）が制定された。
- 外国船舶監督官は、これらサブスタンダード船の排除を目的として訪船し、船体構造、航海・安全設備、海洋汚染防止設備並びに船員資格等の検査を実施し、発見された欠陥については、船長に対し適切な措置を行うよう是正指導を行っている。また、海難船舶に対しては、次の航海の安全と海洋環境の保全を目的として検査を実施している。
- 県内における外国船舶監督官は、九州運輸局に5名及び福岡運輸支局（門司港庁舎）に3名が配置され、主に博多港、関門港、苅田港に入港する船舶に立入検査を行っている。なお、若松海事事務所には未配置であるため、運航労務監理官2名が当該業務を担当している。

PSC実施隻数・欠陥隻数の推移

年度

	R1	R2	R3	R4	R5
PSC実施隻数	346	166	183	223	366
欠陥隻数	242	81	95	157	279



満載喫水線等の外観検査



書類検査



非常用消火ポンプの圧力検査



航海灯の外観検査

自動車技術総合機構は、国土交通省所管の独立行政法人で福岡県内には検査部及び3箇所に事務所があります。

平成14年7月に国が普通自動車の検査業務(いわゆる「車検」)を切り離し、保安基準適合性審査業務を自動車検査法人に移管して行う事とされたため発足しました。

平成28年4月1日より「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」(平成27年法律第44号平成27年6月24日公布)に基づき、旧自動車検査独立行政法人及び旧独立行政法人交通安全環境研究所の2法人を統合し、併せて国が行う登録基準の適合性審査に係る確認調査業務を移管して行うこととされ、自動車技術総合機構が設立されました。

車検場の検査業務では、検査の高度化により検査データの電子化を行い、そのデータの分析を通じて検査方法の改善を図ることを推進しており、検査後の不正二次架装や自動車検査票の改ざん等の不正受検の防止をするため、新規検査の際に、自動車の寸法測定に合わせて車体の架装状態の画像データが取得可能な三次元測定器を使用した検査を運用しています。加えて、新たな検査手法としてOBD検査を導入し、自動車の技術情報の管理や継続検査等における検査用スキャンツールを用いた検査も実施しています。

車検場での検査業務以外にも、社会的要請の高い街頭での検査を実施し、実際走行している車両の基準適合性の確保を図ります。検査業務を通して、安全で環境にやさしい車社会を守る役割を果たしています。

また、カー用品ショップ等で不正改造防止のための啓発活動を行っています。

自動車の登録確認調査業務(申請書類の事前確認業務等)

自動車の登録に関する申請書について、国から依頼を受けて自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行っています。



自動車検査の主な種類

検査の種類	内 容	主に使用する検査コース
 新規検査	新たに自動車を使用するときに受ける検査 (道路運送車両法第59条) (保安基準適合性審査の他、寸法・重量測定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 保安コース ● 計測コース
 継続検査	自動車検査証の有効期間を更新するときに受ける検査 (同法第62条)	<ul style="list-style-type: none"> ● 保安コース
 構造等変更検査	自動車の長さ、幅、高さ、最大積載量等に変更が生じるような改造をしたときに受ける検査 (同法第67条) (保安基準適合性審査の他、寸法・重量測定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 保安コース ● 計測コース
 街頭検査	整備不良車や不正改造車等の排除のため路上等において行われる検査 (同法第100条)	

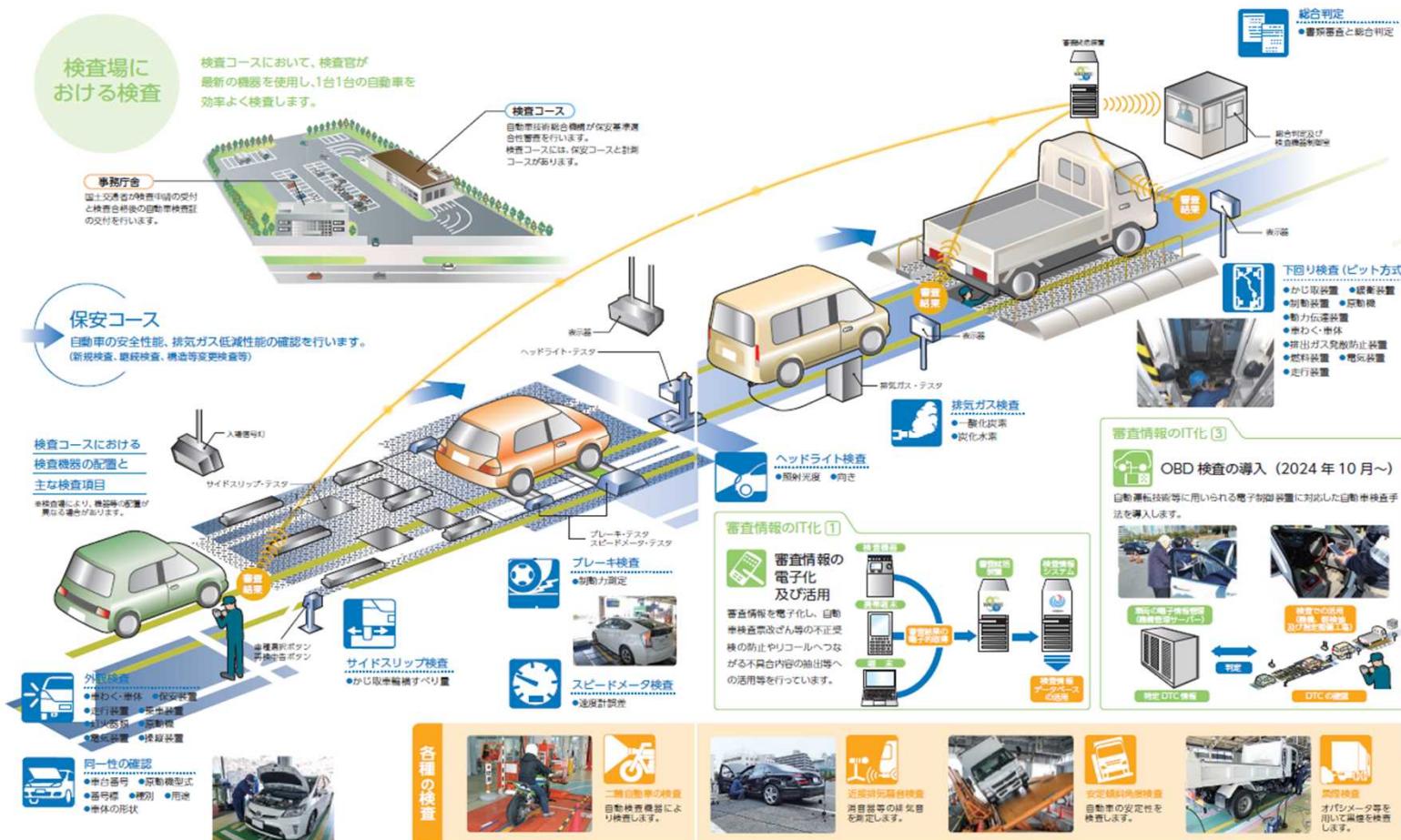
自動車検査における自動車技術総合機構の役割

自動車技術総合機構は、道路運送車両法に基づき、自動車検査のうち、保安基準適合性審査を担っています。

自動車検査の流れと業務の分担



各事務所車検場での検査



街頭検査

路上等において検査官が検査を行います。
整備不良車や不正改造車に対しては、国土交通省の
担当官が整備命令の発令等を行います。

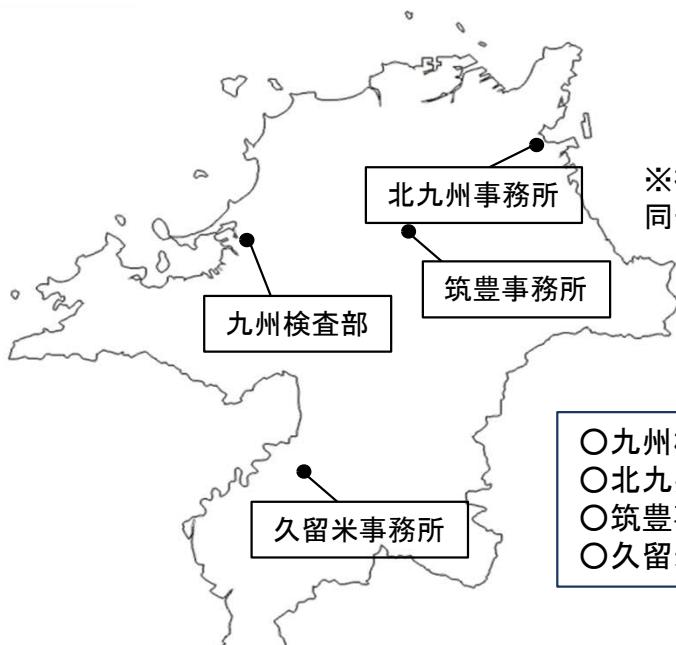


不正改造車の使用等が
多いと想定される地域での
特別街頭検査を実施

カスタムカーショーの会場周辺や「初日の出走」など、
不正改造車が多いと想定される地域において、不正改造
車を排除するための特別街頭検査を実施しています。



福岡4事務所の位置及び住所



※福岡運輸支局(本庁舎)及び県内の自動車検査登録事務所と
同一場所に所在しています。

○九州検査部	〒813-8577 福岡市東区千早3丁目10-40
○北九州事務所	〒800-0211 北九州市小倉南区新曽根4-1
○筑豊事務所	〒820-0115 飯塚市仁保23-29
○久留米事務所	〒830-0052 久留米市上津町2203-290

福岡運輸支局等の沿革

- 昭和22年3月 (福岡自動車事務所)
臨時物資需給調整法に基づく事務を処理するため、運輸省告示第71号によって、各都道府県庁所在地に自動車事務所を設置。
同年5月、自動車交通事業法に関する事務が都道府県により移管され、自動車行政事務福岡自動車事務所を国鉄吉塚駅構内に設置。
- 昭和23年1月 (福岡道路運送管理事務所)
道路運送法の施行に伴い、従来の自動車事務所を廃止。
各県庁所在地に道路運送管理事務所を設置し、運輸省の地方出先機関として陸運行政を行う。
- 昭和24年8月 (福岡陸運局福岡分室)
運輸省設置法の制定に伴い、運輸省令第42号により、道路運送管理事務所を廃止し、福岡陸運局福岡分室となる。
- 昭和24年11月 (福岡県陸運事務所)
陸運局分室を廃止し、地方自治法付則第4項により陸運事務所を設置。
- 昭和40年5月 (北九州支所の開設)
北九州市小倉南区北方に北九州支所を開設し、5市4郡を管轄区域とし業務を開始。
- 昭和43年3月 福岡県陸運事務所を福岡市東区千早に移転。
- 昭和51年4月 北九州支所を小倉南区新曽根に移転。
- 昭和54年2月 (久留米支所の開設)
久留米市上津町に久留米支所を開設し、8市7郡を管轄区域として業務を開始。
- 昭和59年7月 (九州運輸局発足)
福岡陸運局と九州海運局を統合し、九州運輸局発足。
- 昭和60年4月 (陸運支局及び自動車検査登録事務所)
道路運送法等の一部改正により、陸運事務所・支所は陸運支局・自動車検査登録事務所となり、運輸省直轄となる。
- 昭和60年10月 (筑豊自動車検査登録事務所の開設)
嘉穂郡庄内町(現 飯塚市)に筑豊自動車検査登録事務所を開設し、4市3郡を管轄区域として業務を開始。
- 平成13年1月 (国土交通省発足)
中央省庁再編により、運輸省は北海道開発庁、国土庁、建設省と統合し、国土交通省発足。
- 平成14年7月 (福岡運輸支局発足)
福岡陸運支局と福岡海運支局を統合し、福岡運輸支局発足。
また、「検査部門」が「自動車検査独立行政法人九州検査部」へ移行。
- 平成18年7月 (スタッフ制への移行)
組織改正により、全ての課がスタッフ制へと移行。

福岡運輸支局(門司港庁舎)の沿革

- 昭和18年11月 官制改正により運輸通信省が新設され「門司海務局」の業務に税関業務を併合して「門司海運局」と改称し、博多支局及び博多支局博多港駅出張所、福岡飛行場出張所を開設。
- 昭和19年6月 博多支局を福岡支局と改称。
- 昭和20年5月 官制改正により運輸通信省は、運輸省と通信省に分離。
- 昭和20年6月 官制改正により、門司海運局が九州海運局と改称。
- 昭和21年2月 福岡飛行場出張所を廃止。
- 昭和21年6月 官制改正により税関業務を大蔵省へ移管。
福岡支局博多港駅出張所を廃止。
- 昭和22年4月 官制改正により海港検疫業務を厚生省に、動物検疫及び植物検疫業務を農林省に移管。
- 昭和23年5月 官制改正により船舶職員試験、港則法関係業務を海上保安庁に移管。
- 昭和24年1月 官制改正により船舶検査関係事務を海上保安庁へ移管。
- 昭和24年6月 運輸省設置法及び海運支局等組織規定を公布。
- 昭和26年6月 厳原支局(昭和18年11月設置)を出張所に降格、福岡支局の管轄下となり、厳原支局芦辺出張所も福岡支局芦辺出張所となる。
- 昭和27年8月 運輸省設置法を一部改正。船舶安全法、船舶職員法関係業務を海上保安庁から移管、
公共船員職業安定所は海運局内部機構となり、名称を船員職業安定所と改称。福岡支局
に船員職業安定所を設置。
- 昭和31年1月 福岡支局芦辺出張所を福岡支局壱岐出張所と改称。
- 昭和39年6月 船員労務官制度が組織化され、福岡支局に専任の船員労務官を配置。
- 昭和41年4月 福岡港湾合同庁舎竣工、石城町より移転。
- 昭和46年4月 厳原出張所、壱岐出張所を廃止。
- 昭和59年7月 運輸省設置法の一部改正により、地方海運局と地方陸運局を統合し地方運輸局を設置。
「九州海運局福岡支局」を「九州運輸局福岡海運支局」へ改称。
- 平成9年4月 外国船舶監督官制度が創設され、福岡海運支局に外国船舶監督官を設置。
- 平成13年1月 中央省庁再編により、運輸省が「国土交通省」となる。
- 平成14年7月 地方運輸局の組織再編により、「福岡陸運支局」と「福岡海運支局」を統合し、「福岡運輸
- 平成15年4月 三池海事事務所が廃止され、同事務所が管轄していた福岡県に係る区域が管轄区域に追加。
- 平成16年3月 福岡港湾合同庁舎移転竣工、沖浜町1-22より移転。
- 平成18年7月 「課」制を廃止して「スタッフ」制を導入。
- 平成18年8月 支局沖浜庁舎を閉庁して門司港庁舎を開設。

若松海事事務所の沿革

- 昭和10年9月 熊本遞信局海事部若松出張所が開設。
- 昭和16年2月 官制制定に伴い、門司海務局が設置され、門司海務局若松支局となり船舶・船員・港務及び検疫関係事務が移管。
- 昭和18年11月 官制改正により、門司海務局に門司税關が合併、門司海運局と改称され、同時に本局直轄の出張所となった。
- 昭和20年2月 門司海運局若松出張所が門司海運局洞海湾部と改称。
- 昭和20年6月 官制改正により、門司海運局が九州海運局と改称。
- 昭和20年11月 九州海運局洞海湾部は廃止され、本局直轄若松出張所となった。
- 昭和21年6月 若松支局に昇格。
- 昭和23年5月 官制改正により、港則法、船舶職員法関係事務を海上保安庁に移管。
- 昭和23年12月 船員職業安定法施行に伴い、若松公共船員職業安定所が開設され、事務所が若松支局内に置かれた。
- 昭和24年1月 官制改正により、船舶安全法関係事務が海上保安庁に移管。
- 昭和24年4月 八幡市、戸畠市にそれぞれ分室が設置。
- 昭和24年6月 八幡分室が出張所に昇格(本局直轄)。
- 昭和26年6月 八幡出張所(本局直轄)は若松支局八幡出張所となった。
- 昭和27年8月 運輸省設置法の一部改正により、海上保安庁所掌業務のうち船舶安全法関係事務及び船舶職員法関係業務が移管。
また、若松公共船員職業安定所は、内部機構となり若松支局船員職業安定所と改称。
- 昭和31年1月 戸畠分室が出張所に昇格。
- 昭和37年1月 戸畠新港分室が設置。
- 昭和39年6月 船員労務官制度が組織化され、専任の船員労務官が配置。
- 昭和46年4月 運輸省設置法の一部改正により、戸畠・八幡の各出張所を廃止、九州海運局長通達により、戸畠新港分室が廃止。
- 昭和59年7月 運輸省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、九州海運局若松海運支局と改称。
- 平成13年1月 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の規定により国土交通省となった。
- 平成14年7月 國土交通省設置法の一部を改正する法律等により、九州運輸局若松海運支局は九州運輸局福岡運輸支局若松海事事務所となった。
- 平成18年7月 運輸支局等において、課制を改めスタッフ制が導入された。

福岡運輸支局等の主な業務内容

福岡運輸支局(本庁舎)

企画調整部門

運輸支局の所掌事務に関する企画・立案・調整事務。
地域公共交通の確保・維持・改善に関すること。

総務企画部門

総務、人事、会計に関すること。
倉庫業に関すること。
防災・危機管理に関すること。

輸送部門

自動車運送事業に関すること。

監査部門

自動車運送事業の指導及び業務監査の実施。

検査整備保安部門

自動車の整備事業の指導監督、環境対策、運送事業の安全対策、リコール対策、
街頭検査に関すること。

登録部門

自動車の登録に関する事務、自動車の統計に関すること。

福岡運輸支局(門司港庁舎)

運航部門

旅客航路事業、内航海運業、港湾運送事業、沿岸輸送及び不開港場寄港特許
並びに海事代理士に関すること。
倉庫業に関すること。

船舶部門

船舶の登録、測度及び検査に関すること。
造船及び舶用工業に関すること。
モーターボート競走に関すること。

船員部門

船員の雇入・雇止、船員手帳・海技免状及び求人・求職、失業保険に関すること。
航行報告、水先に関すること。

運航労務監理官

安全管理規程及び船員の労務管理に関すること。

船舶検査官

船舶の検査及びISM等の審査に関すること。

外国船舶監督官

外国船舶の監督に関すること。

北九州、久留米、筑豊 自動車検査登録事務所

自動車の検査・登録事務に関すること。

若松海事事務所

監理・運航部門

旅客航路事業、内航海運業、港湾運送事業、沿岸輸送及び不開港場寄港特許
並びに海事代理士に関すること。
倉庫業に関すること。
船舶の登録、測度及び検査に関すること。
造船及び舶用工業に関すること。
モーターボート競走に関すること。

船員部門

船員の雇入・雇止、船員手帳・海技免状及び求人・求職、失業保険に関すること。
航行報告、水先に関すること。

運航労務監理官

安全管理規程及び船員の労務管理に関すること。
外国船舶監督のうち船員に関すること。

管轄区域

福岡運輸支局(本庁舎)

輸送関係業務・監査関係業務・整備関係業務	福岡県内一円
倉庫関係業務	福岡県のうち、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、福津市、宗像市、糸島市、古賀市、小郡市、朝倉市、久留米市、うきは市、八女市、筑後市、大川市、柳川市、大牟田市、みやま市、糟屋郡、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡 長崎県のうち、対馬市、壱岐市
自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、福津市、宗像市、糸島市、古賀市、糟屋郡

福岡運輸支局(門司港庁舎)

海事関係業務及び倉庫関係業務	福岡県のうち、北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、行橋市、豊前市、飯塚市、田川市、嘉麻市、京都郡、築上郡、田川郡、嘉穂郡
船員職業安定関係業務	福岡県のうち、北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、行橋市、豊前市、田川市、京都郡、築上郡、田川郡

北九州自動車検査登録事務所

自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
-------------------	-------------------------------------

久留米自動車検査登録事務所

自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、久留米市、大牟田市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、みやま市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡
-------------------	--

筑豊自動車検査登録事務所

自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡
-------------------	--

若松海事事務所

海事関係業務及び倉庫関係業務	福岡県のうち、北九州市若松区、戸畠区、八幡東区、八幡西区、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡
船員職業安定関係業務	福岡県のうち、北九州市若松区、戸畠区、八幡東区、八幡西区、宗像市、福津市、飯塚市、嘉麻市、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡



九州運輸局福岡運輸支局(本庁舎)

住 所 〒813-8577 福岡市東区千早3丁目10番40号
 電 話 総務企画部門 092(673)1190 輸送部門 092(673)1191
 監査部門 092(673)1195 整備部門 092(673)1196
 登録・検査センター 050(5540)2078

九州運輸局福岡運輸支局(門司港庁舎)

住 所 〒801-8585 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎6階
 電 話 代表 093(322)2700

九州運輸局福岡運輸支局 北九州自動車検査登録事務所

住 所 〒800-0211 北九州市小倉南区新曽根4番1号
 電 話 登録・検査センター 050(5540)2079

九州運輸局福岡運輸支局 筑豊自動車検査登録事務所

住 所 〒820-0115 飯塚市仁保23番39号
 電 話 登録・検査センター 050(5540)2080

九州運輸局福岡運輸支局 久留米自動車検査登録事務所

住 所 〒830-0052 久留米市上津町2203-290
 電 話 登録・検査センター 050(5540)2081

九州運輸局福岡運輸支局 若松海事事務所

住 所 〒808-0034 北九州市若松区本町1丁目14番12号 若松港湾合同庁舎
 電 話 代表 093(751)8111